

平成22年第4回京丹波町議会定例会（第3号）

平成22年12月10日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

- 1 番 横 山 勲 君
- 2 番 岩 田 恵 一 君
- 3 番 篠 塚 信太郎 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 森 田 幸 子 君
- 6 番 村 山 良 夫 君
- 7 番 山 内 武 夫 君
- 8 番 東 まさ子 君
- 9 番 野 口 久 之 君
- 10番 坂 本 美智代 君
- 11番 原 田 寿賀美 君
- 12番 松 村 篤 郎 君
- 13番 北 尾 潤 君
- 14番 小 田 耕 治 君
- 15番 山 田 均 君
- 16番 西 山 和 樹 君

4 欠席議員（0）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
教育長	朝子照夫君
会計管理者	岡本佐登美君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	山森英二君
和知支所長	藤田真君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	中尾達也君
税務課長	一谷寛君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	谷俊明君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上林潤子
書記	石田武史

開議 午前 9時00分

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町におきまして、法律あるいは条例化されていない年末年始の宿直、日直手当が支給されておりました。まことに議員の皆様にしわけなく、あるいは全町民の皆様にしわけなく思っているところでございます。少し時間をいただいて、経過を話させてもらって、私自身の今後の対応について皆さんに御説明したいというふうに考えております。

新聞報道にまず至りました経過につきましては、昨日の福知山市のヤミ手当の新聞報道によりまして、新聞各社から各市町村への問い合わせがなされました。本庁においては、宿直あるいは日直手当の年末年始加算が条例の根拠のない給与支給として報道されたものでございます。宿、日直手当の年末年始加算につきましては、旧3町の合併協議会の資料にもございました。それぞれ協議されてきた経過がございます。そしてまた合併に当たり、全職員に配付しました京丹波町職員用資料なるものがあるんですが、その他の手当の項目中、宿、日直手当の年末年始加算として5,000円が明記されているところでございます。

したがって、本来条例化されるべき事柄であったものであります。ちなみに、京丹波市条例では明記がされておりました。何らかの理由、これを何らかの理由というんですが、以前からの慣習だと私は思うんですが、このことがだめなんです、何らかの慣習によりまして条例化されず施行されてきたものと考えております。しかしながら、そうした経過があったといたしましても給与条例主義からしまして、現状ではあくまでも条例に規定のない手当の加算措置、給与支給であり、違法状態となっていることは明らかでございます。ちなみに、平成21年度分の集計をいたしましたところ、病院あるいは役場全体の宿、日直者で63万1,000円支給されております。現在の違法状態を解消するためには、もし今お許しがいただけるならば、条例化できていなかったものを条例化するのが一番自然と考えますが、諸般の御意見をお聞きしながら検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

おわびを申し上げ、御説明とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） おはようございます。

昨日、松村議員さんに対しまして答弁、お答えをできなかった部分に関しまして、最初に時間をおかりしまして御報告を申し上げたいなというふうに思っております。

京丹波町共同作業所の利用者の通所の方法でございます。お聞きいただいておりますのが、保護者の送迎が何名かということであったかと思っております。保護者の送迎といたしまして

は、京丹波町共同作業所全体で3名となっております。3名のうち、朝あるいは帰りとも保護者の方が1名、あと2名の方に関しましては作業所の送迎バスなり公共のバス、どちらかを利用されておるといところでございます。

以上、ちょっと御報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） はじめに、北尾議員から遅刻する旨の連絡が入っておりますので、報告しておきます。

改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、早朝より傍聴、御苦労さまでございます。

本会議に入りますまでに一言お願いを申し上げます。静粛維持のために、携帯電話は電源をお切りいただくか、もしくはマナーモードに設定していただきますよう、よろしく願いをいたします。

本日、議会だより用に質問者の写真を事務局職員より撮影をいたしますので御了承ください。

本日は、大変お忙しい中、定刻に御参集いただきました議員の方々、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第4回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番議員・村山良夫君、7番議員・山内武夫君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビのビデオカメラによります撮影収録を許可いたしましたので、報告いたしておきます。

本日、質美小学校6年生から社会科見学のため、本定例会における一般質問を傍聴いたしたいとの旨の届け出がありましたので、許可いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（西山和樹君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告議員は、お手元に配付のとおりであります。

最初に、坂本美智代君の発言を許可いたします。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまから、平成22年第4回定例議会におきまして、通告書に従い、町営バスの運行について、子宮頸がん等のワクチン接種助成について、公共施設の活用について、教育関係についての以上4点について町長と教育長にお尋ねをしたいと思います。

まず、町営バス運行についてであります。町長にお尋ねをいたします。町営バスのこの運行は、昨日も梅原議員から質問もありました。私も何点か質問をさせていただきたいと思っております。

町営バスを利用して通学をしている高校生への通学助成についてであります。

公立高校の授業料無償化制度が開始をされましたが、保護者の負担金は家計にとって重くのしかかっているのが現実であります。日本高等学校教職員組合の就学保障調査の結果では、初年度の保護者負担金、入学金、PTA会費、制服、教科書など依然重く、学校納付金の滞納率が上がっているとのこと。その理由の一つとして、学校納付金を納める回数が月に1回程度から年1回から2回に変更されて、1度に払う額が多くなったこと。二つ目には、昨年度まで授業料減免と連動してPTA会費や後援会などの減免措置を行っていた学校がこれらの制度を廃止したことなどの理由が挙げられておりました。

また、2011年1月から特定扶養控除が縮小されることによる保護者の税負担が高まり、滞納がますます増えてくるのではないかととも言われております。そうした中、バス代が高いからもう少し安くしてほしいといった保護者からの声をお聞きいたします。昨日も質問にありましたが、町営バスを利用して通学をしている高校生の人数とそのうち須知高校への通学は何人おられるのかお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それではお答えいたします。

平成22年度におきまして、現在のところ高校生の定期券購入者はまず6名となっております。限度額を決めるか、あるいは定期券に対しての補助ができないかという御質問もございましたが、利用者への公平な運賃負担の観点から考えて現在はおりません。現在、定期券

の計算方法に、実態にそぐわないところがございますので、昨日、梅原議員さんにもお答えしたとおり、計算方法の見直しを行っているところでございまして、一定、改善されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 定期券購入して通学している学生が6名ということは今町長から答弁をいただきました。

11月29日に資料を提出していただいた中を、これは21年度の町営バスの運賃収入表を見させていただいたところ、特に高校生が通う、高校、須高に行く線としては、丹波和知線ではありますが、それを見ましても、またほかの線を見ましても、全く上げられておりませんが、ゼロ円になっております。その今町長がおっしゃいました6名という定期券を購入している、その違いはどこにあるのか。この数字の中では上がっておりませんので、その点をちょっと再度お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、22年度を報告させてもらって、坂本議員が21年とおっしゃったようですが、ちょっと担当課から説明させますので。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの坂本議員からの御質問でございますけれども、過日お渡ししました21年度の運賃の部分での資料等の中には、定期券での販売というところに数字が入っていなかったわけでございますけれども、その他運賃収入というところで決算上ではその他運賃収入というところで窓口の回数券等の販売代金の中に定期券代も含まれておりまして、昨年は実績としまして8万2,000円の販売をいたしたところでございます。

なお、さきの坂本議員の質問の中でバス通学によります、通学者数、須知高校への地域別の通学者数でありますけれども、総勢で23名の方がこの須知高校へバス等を利用して通学をされております。綾部市から1名、それから和知地域から20名、美山、南丹市から2名ということで合計23名でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 21年度のバス定期券はその他の収入、回数券の中に入っているということではありますが、やはりこの項目として回数券というものが上げてあるのであれば、やはりそこに入れるべきであると思います。その点をお伺いしたいのと、23人通学ということではありますが、これは町営バスを利用してということの判断でよろしいんですね。和知

はわかりますが、綾部とか南丹というのは、やはり和知まで来て町営バスに乗られるのか、その点を再度お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） まず1点目の収入の明細等の記述方法でございますけれども、決算上では収入の部分でのその他という項目に入りますし、資料としてお渡ししました中に定期券という部分を書いておきながら、数字が入っていなかったということで、その点につきましては今後また資料の作成時におきまして、きっちり御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

それから2点目ですけれども、須知高校への本町以外の地域からの通学でございますけれども、JRの下山駅から町営バスを利用して須知高校まで通学をされるという方がございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 先ほどそういった定期への助成をするべきではないかという答弁に対して、不公平であるという観念からできないという答弁でありました。実際、実態にそぐわないとの見直しもすることの答弁もありましたが、本町の町営バスの通学及び通園定期の割引は丹波和知線で須知高校まで400円かかります。一月で1万4,400円、これは40%引きとなっております。3カ月は1カ月定期料金3倍の5%引きで4万1,040円、6カ月に1カ月定期料金の6倍の10%引きということになっております。それをあわせて通勤の定期を見ましたら、1カ月30%引き、そして3カ月、6カ月は先ほどの通学定期料金の割引と同様となっておりますが、やはりこの通勤とこの通学との30%と40%、こういった割引というものは何を基準にされて定期券の割引というのにはされているのか。特に通学の場合、この町営バスの運行として、町独自でやはりこの割引を考えられないものなのか、例えば1カ月の割引を50%にするとかそういったことができないのか、先ほどの町長がこういった実態にそぐわないと言われたのは、ここ、この部分を考えておられるのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細については、坂本議員、ちょっとまた担当課から答弁させますが、基本的にいろんなこと、町長就任以来御教示、各議員さんからもいただいているし、町民の皆さんからも要望出ておりますので、私としてはそういうことを含めまして交通懇話会、早く立ち上げまして、結論を得たいと思っております。できれば4月1日からすべての正すべ

きことは是正していきたいと、そういう思いでいることをお答えしておきます。

残余は担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの坂本議員の御質問でございますけれども、定期券につきましては、議員がおっしゃいましたように通学でありますと1カ月の料金から40%引きということでありまして、また3カ月についてはその1カ月料金の3倍の5%引き、さらに6カ月では6倍の10%引きというような形で定期券のほう、額を決定をしておりますし、通勤に比べまして通学のほうが10%程度の、1カ月で見ますと10%程度の割引というふうになっております。この定期の計算方法等でございますけれども、近隣の市町の同様のバスの定期券の計算方法、あるいはJRでの計算方法とほとんど変わりがございません。そういったことで近隣の運行実態にあわせた形での定期の金額の決定という形で整理をさせていただいております。

また、町長が申しあげました内容がそぐわないといえますのは、本町におきましては定期の計算の場合の運行日数、運行日数を1カ月間丸々30日というふうな形で合併当初運行の当初から設定をしております。実際に土曜は運行しておりますけれども、日曜日の運行はないということから、4、5日の部分というのは当然運行実態がありませんので、計算から除外をしなければならないところを30日という形での計算にしておりますので、その点につきましてまずは改めさせていただきたいというところで現在調整をいたしておるところでございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） それぞれ答弁をいただきまして、この定期券の割引というものは、近隣市町村の兼ね合いを見てということでもあります。

それぞれ近隣でもいろんな場所がありますが、やはりこの京丹波町、広い地域でありますし、ましてこうした交通手段のない町営バスを利用するしかないといったところでもありますので、近隣町にあわすというよりは、やはり町独自の計算方法ということもまた今度の交通網の対策懇話会の中でもやっぱり提起すべきことではないかと、そのことを提言させていただきまして、そのことによって、少しでもやはり保護者の方の負担が減ればまた須知高校への行きたい方もそういった方向に行くのではないかと思います。

それと、今、次は須知高校の朝の状況でございます。

町長も御存じかと思いますが、子供たちを送る保護者の車が多く見られます。必ずそうであるとは言えませんが、通学費が高つくために保護者が送迎をすることになってはいない

か。また、保護者にとってはこういった送迎すること自体も負担であると思います。そして、先ほども言いました町営バスしか通学する手段がないといった家庭もございます。交通網の懇話会で協議を十分していただきますが、やはり実態にあったバス運行をするためにもこの学校を通じて生徒や保護者へのアンケート、その通学に対するアンケートをとることもやはり実態を把握する一つの手段ではないかと思いますが、その点のお考えをお伺いします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） アンケートを含むいろんなことを諮問するに当たって、調査研究したいというふうに考えます。

先ほど言いはった、運賃が高いさかい送ってはるんやないかという話は、そのとおりのやと思います。うちも一人のときはバス使ったんですが、二人になったら送ったほうが安つくさかいって行って送り迎えしている事実があります。そうだと思います。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） それでは2点目に、6月議会におきまして、私の一般質問で質美楡山路線での最終の運行時刻が早くなったことによって、中学生が乗りおくれるといったこと、そのことを質問させていただきました。町長は、利用状況の実態を把握して改善をしたいという答弁でありましたが、検討はされたのか。私が聞くところでは、まだのようにお聞きをいたしております。このたび、町長と語るつどいがありましたときにも保護者からそういった発言があったかとは思いますが、再度お尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町営バスの時刻を改正する際には、JR列車等のダイヤにあわせることを基本といたしております。3月のJR列車のダイヤ改正に伴いまして、下山駅、18時3分着の列車にあわせ、ダイヤ編成をいたしました。6月議会におきまして、議員さんから御指摘をいただきましたが、JR列車との関係から見直しには至っていないということでございます。来年3月にまたJRのダイヤ改正が実施されます。その際には、町営バスもダイヤ改正をまず行うことといたしております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 電車等のダイヤの改正によってバスの時刻が早くなったと、そのことはわかります。来年3月にもまたダイヤ改正があるからそれによるということではありますが、そのことはやはり教育委員会との連絡で、やはりそうした場合、ほかの生徒の関係もあります。やっぱり質美の子だけクラブの後始末せんとさっと帰るわけにもいかない、上下関係もあります。そして、急いで帰らなあきませんし、そういった教育委員会との関係は、

話し合いはどのようにされたのか、その点をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの御質問でございますけれども、坂本議員さんの6月議会での質問の答弁の中にもございましたけれども、それまでに4月から、4月といいますが3月からダイヤ改正をしてバス運行をしておりましたので、教育委員会さんとの調整もその時点ではさせていただいております、そのときには議員さんにお答えしましたように、JR列車との関係もございましたので、見直し改善をすることが非常に厳しいという状況にございました。その後におきましては、改めて協議等は行っていないというのが現状でございます。

また、今の時刻の関係でいきますと、どうしてもJRを挟んでの上り下り線の列車をにらみながらの運行ということにもなっておりますので、今後また例えばあと1便最終便をさらに追加するとかというような部分についても当然検討をしていかなければならないところかなというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） それ以後、教育委員会とはなかなか協議はできていないということではありますが、やはり子供たちにとっての町営バス、それしかありません。十分その辺は検討していただいて、この4月以降、新学期やはりちゃんと子供たちが慌てて乗ることのないようなバスのダイヤにしていきたいと、そのことをお願いしておきます。

次は、バス運行の充実に関連をいたしまして、通告にはございませんが、先ほどから出ております交通網対策懇話会、これは委員の構成の遅れで当初10月の予定が来年1月との昨日の答弁でございました。何回ぐらいの開催を予定されているのか、わかる範囲内でお答えお願いできますか。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 予定をしておりましたのは、大体3回から4回というふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 3回から4回ということで、スムーズに1月からスタートしても大変厳しいスケジュールになるのかと思います。先ほど町長は4月からできたらということですので、慌てて十分な議論をしない、協議せずに進むというよりは、やはり急ぐべきところは確かに医療審議会みたいに医師の確保なんかはやはり急ぐべきところは急いでも、やはり委員会として継続的に十分時間をかけて協議すべきところは慌てて4月といわず、

引き続いて協議をもっていただきたいと、そのことを要望いたしておきます。

次に、子宮頸がん等のワクチン接種助成について、町長にお伺いをいたします。

昨日もこの質問はございました。国の補正予算案が通過をいたしまして子宮頸がんなど三つのワクチン接種の緊急促進臨時特別交付金事業として予算化をされ、それを受けて今議会での補正で908万円追加をされました。

国が2分の1、市町村が2分の1で、自己負担はなしとして、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンが接種できることとなり、本当に保護者の皆さんは、お母さんは本当に喜んでおられます。そこで町長にお尋ねをいたします。子宮頸がんワクチンの対象者が、中学1年から高校1年生までとなりました。初日の予算案の中で説明はあったかと思いますが、対象者数はそれぞれ何人か、子宮頸がんなり、ヒブワクチンなり、肺炎球菌のワクチンの人数をお答え願えますか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それじゃあ、まずお答えしておきまして、詳細については担当課から答弁をさせます。

本町におきましても京都府子宮頸がん予防ワクチン等接種促進基金を活用しまして、子宮がん予防ワクチンにヒブワクチン、及び小児用肺炎球菌ワクチンを加え、それぞれの対象者に接種経費のまず全額助成をするため、今回、予算の追加をお願いいたしました。残余は、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） それでは、それぞれのワクチンに関します接種の対象者数に関しまして、御答弁させていただきたいと思います。

まず、子宮頸がん予防ワクチンでございます。中学1年生から高校1年生の女子の年齢相当の方、350名でございます。それからヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンに関しましては、ゼロ歳児から4歳児ということで406名を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 9月議会で府と町との、そして自己負担ということで、子宮頸がんのワクチンは実施されようとなりました。今回、国の予算化で自己負担はなくなりましたが、その9月議会の答弁の中で子宮頸がんのワクチンを10月以降で実施したいということでありました。現時点での実施状況はあるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。今回、国の助成で自己負担は無料になるわけですが、ワクチンの接種を受けておられる方もあるか

もわかりません。そういったもし受けておられる方への対応はどうされるのか、もう自己負担で3分の1お払いしていると思います。不公平にならないように、その対応はどうされるのか、お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） このことについても詳細は担当課から答弁させますが、府独自の子宮頸がん予防ワクチン接種事業費補助事業につきましては、12月1日実施ということで京都府医師会との調整など、準備が進められておりましたが、国の補正予算化の方針が示されたことから、改めて医師会との調整が必要となり、来年1月以降の開始に変更となったところでございます。なお、中学3年生の女子が本年4月から事業開始までの間に子宮頸がん予防ワクチンを接種されていた場合には、府独自事業の対象となり、接種費用の3分の2を助成させていただくこととなりました。ということです。全部お答えしました。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） ということは、この国の補正化が決定するまでに受けられた方は、やはり自己負担をしなければならないということでしょうか。そういうことですね。今の町長の答弁では。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 少しやっぱり担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） ただいま町長が答弁申し上げた通りでございますが、あくまでも償還払いという形になろうかと思っておりますけれども、3分の2の助成ということで3分の1にしましては結果的に自己負担となるであろうということでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 実際に受けられた方がおられるのかどうか、その辺の把握はされておるのか。少人数であれば、やはり町の負担であるべきではないかと思いますが、その点を再度お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 京都府のほうでも実際のところ事業の実施が開始をされておられません。実施要綱等も町とも調整をしておったわけですが、実際には要綱等もまだ定められていない状況でございますので、実際に接種をされたかどうかということに関しましても、今現在ではつかんでいないというのが正直なところでございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 先ほど今度の三つのワクチンの接種であります、子宮頸がんは来年の1月以降ということで、そしてヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの場合はこの間の説明ではインフルエンザとの流行も重なり、まだ決定ではないとのことでありました。これは、個別の通知をもって助成となるのか。その対象学年、そして年齢というものは重なるわけにありますから、月日がたてばたつほど年は重なります。小さい子であっても。いつの時点をもつての年齢とするのか、わかる範囲内でお願いをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 基本的には、年度内のその年齢ということで、現時点では聞いておりますけれども、何分、事業が今進捗中というところがございます、正直、国なり府から正式なものというものが参っておりません。今のところ担当者レベルでのメールでのやりとりという状況ですので、そういった意味も含めて今のところお答えできるのは年度内という情報をつかんでおるといことでお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） このワクチン接種の臨時特別交付金事業は、23年度の限定事業であると昨日の答弁の中にもありました。こうした少子化が進む中で、未来を担う子供たちの大切な命を守るためにも継続すべき事業であり、国の補助事業として継続を強く求めていくことを要望いたします。

次に、公共施設の活用について町長にお尋ねをいたします。

1点目は、23年3月をもって閉校となります、瑞穂地区3小学校で使用しておりました備品等の活用はどうされるのか。もちろん新しくなる瑞穂小学校での必要な物は活用はされるかとは思いますが、すべての物の活用はされないものではないかと思っております。その活用されないそういった備品等はどうされるのか、お答えをお願いします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、統合小学校で必要となる備品につきましては、既存備品をできるだけ活用することをまず前提といたしております。その種類と数量の最終チェックを行っているところでございますが、松山小学校以外の3小学校から持ち寄る既存の備品は、管理備品として書類ロッカーやストーブなど、延べ30種類、教育備品として各教材備品、延べ81種類を予定いたしております。

またこれ以外でも活用できる備品が残る場合も考えられますので、精査を行いまして、まずは統合小学校以外の町内の小・中学校、幼稚園の教育施設での活用を検討し、さらに保育所や町の公共施設等への活用も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 眠ることのないように、できるだけ活用をいていただくこと、そしてまた地元へのこういったものは必要ないかと、わずかなものであっても、こういった地域の方々へのやはり利活用ができないか、その点もまた考えていただきまして、倉庫に眠らせることのないようお願いをいたしておきます。

2点目には、桧山中央公民館2階の引き戸の不具合や、カーテンも古く、見た目も悪く、旧町とは言え、中心部でもあります。定期的に使用料を払って利用されている団体等もあります。点検をして、修理や取りかえる必要があるのではないのでしょうか。また、山村開発センターに隣接をしております駐車場の白線が薄く消えている箇所もあります。旧丹波、和知地区からの利用者も多くなったこともありまして、まちまちな駐車をされております。もう一度引き直す考えはないか、お伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 桧山公民館においては、施設の点検を行い、利用者が安全かつ快適に利用していただけるように必要に応じた改善を検討したいと思っております。

山村開発センター駐車場の件でございますが、御指摘のとおり、駐車ラインが劣化し、駐車スペースが見えにくくなっておりますことから、ラインの引き直しを実施したいと考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） こうした公共施設というものは、住民の方が使用料をお支払いをして利用されております。この時節は特にストーブを使用しますが、広い場所で戸が閉まらないということであれば、当然寒いわけでありまして、そしてカーテンも高価なものでもなくとも結構なんですよ。せめて窓が隠れるようなカーテンにかけかえる必要があるかと思いません。その点も要望しておきます。

次に、公共施設の管理、それぞれの管理部署で維持管理はされているかと思いますが、点検の回数は年に何回ぐらいされておられるのか、町長のお手元にも山村開発センターのやねの状況、写真を少し置かせていただきました。そういった状況もあります。その点、点検の回数をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと担当課から答弁させますので。

○議長（西山和樹君） 山森瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山森英二君） 今御質問の点検の件でございますが、山村開発センターの施設の点検につきましては、年2回実施をしております。

それから、室内の消防施設につきましては、年3回実施をしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 年次的に2回、3回と点検はされておりますが、やはり早い時期からきちんと点検をされた部分から修理なり、修繕をされることを要望しておきます。

3点目には、旧町から引き継いだ施設や統廃合による施設などの活用方法についてお伺いをいたします。

これまでも何回か質問もありましたが、例えば旧瑞穂病院、そして梅田地域では旧農協支所跡、ここは一時期店舗として活用はされておりました。しかし、この数年前から空き店舗となっております。管理上、危険な施設もあり、近隣の住民からも不安視する声をお聞きいたしております。公募も含め、活性化につながるよう積極的に活用できるものは活用すべきであります。また、危険と思われる施設は、計画的に対処すべきではないでしょうか。町長は9月議会では、老朽化が著しい施設を除き、公募も含め、可能な限り有効活用を図りたいと答弁をされております。来年の4月からは、瑞穂地区では3小学校、そして桧山保育所の施設も増えてまいります。具体的に調査検討をするべきではないかと思いますが、その点、お伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 9月議会の答弁と基本的には考え方は変わっておりません。遊休施設の活用につきましては、施設の安全性も考慮した中で、可能な限り有効活用を図ってまいりたいとまず考えております。活用の方法につきましては、旧質美保育所や旧梅田保育所のように、公募等によって活用いただく方法や、資料の保管など、町の施設として再利用することも視野に入れ、調査検討を行ってまいりたいと考えております。

一方、老朽化等によって、現実的に使用困難な施設につきましては、安全対策の観点から、施設そのものの取り壊しも必要ではないかと考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 安全性を考え、そして有効活用したいと、9月議会の答弁と変わ

りはありませんが、危険と思われる施設、これは9月議会の町長の答弁の中でも、建物があるために土地活用ができない状況であると、こうした利用しにくい危険と思われる施設、こういったものをやはり年次計画を立ててすべきであると。お金は確かにかかりますが、いつまでたってもそのまま置いておくわけにもあきませんので、ぜひそういった一つ一つ計画を立てて進めていくべきであると思いますが、その点をもう一度お伺いしたいのと、この資料をいただいた中でも未使用として上がっている施設が5カ所ほどありました。瑞穂のその旧瑞穂病院、保健センター、そしてそれに携わる車庫、それが二つほどありましたし、和知の第二小学校の給食室が未使用となっております。その五つの未使用の施設がありますが、その施設に対するやはり活用方法は考えておられるのか、その点もお伺いします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的に施設名挙げられましたので、多少、地元の感情というものがあるので、ここについて答弁しにくいんですけど、今計画を立てて、そして対処したらどうだということについては、まことにそのとおりでと思いますので、庁内でうんと検討しまして、また議会にお諮りすべきことはお諮りして、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） それでは、最後に教育関係について町長と教育長にお尋ねをいたします。

1点目は、政府は来年の通常国会に子ども子育て新システム法案を提出しようとしております。この新システムは、幼保一体化を目玉にすべての子どもに質の高い幼児教育、保育を保障するなど掲げておりますが、その中身は保育のあり方を根本から覆そうとするものであります。安心して預けられる保育の拡充は、国と自治体の責任は明確な現行保育制度があってこそ可能であります。これまで、国が決めておりました施設等の基準を自治体任せにするなど、国の基準がなくなれば、自治体ごとの格差が広がり、保育の質が低下すると危惧をされます。幼稚園団体や日本保育協会など、保育団体もそれぞれ幼児教育の質の低下を来さないよう、国、都道府県の責任を明確に、児童福祉法第24条に基づく公的保育制度の堅持、拡充をと意見表明をされております。

親の収入にかかわらず、どの子ども平等によい保育が受けられ、お父さん、お母さんが安心して働き続けられるということが、国、自治体の責任ではないかと思えます。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 昨年の12月に閣議決定されました。明日の安心と成長のための緊急経済対策に基づきまして、子ども・子育て新システム検討会議が設置されたところでございます。ことしの6月に子ども・子育て新システムの基本制度案要綱が取りまとめられたところでもございます。この新しいシステムでは、すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、子どもを大切にす社会、出産、子育て、就労の希望がかなう社会、仕事と家庭の両立支援で充実した生活ができる社会、新しい雇用の創出と女性の就労促進で活力のある社会などを実現することとしております。

しかし、今回の基本制度案要綱では、制度設計のイメージが示されたにすぎず、国のワーキングチームで検討が始まったところだと認識いたしております。現時点では、今後、新システムがどのように検討されていくのかについて、注視していかなければならないと考えているところでございます。基本的には、すべての子どもたちの育ちを日本の未来を築くものの育成としてとらえ、公的責任を持って関与すべきであると考えているところでございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今後、十分な議論なり協議をされるかと思いますが、やはり将来を担う子供たち、その子供たちの保育、教育というものは、本当に国がつくるものであります。やはり十分な検討をされると同時に、自治体の責任でもありますので、その辺は十分尊重して、また子供たちにより結論を出していただきたい、そのことを要望いたしておきます。

2点目にお父さん、お母さんの要望が強かった学童保育の対象学年が6年生まで拡充をされまして、喜んでいただいている保護者の声を大勢お聞きいたしました。そこで、教育長にお尋ねをいたしたいと思っております。

夏休み以降、実施をされておりますが、学童保育の現況はどうであるのかお伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 学童保育の夏休み以降の状況はどうだという御質問でございます。

本年、夏休み7月21日から学童保育事業の対象学年を引き上げさせていただきまして、全学年を対象といたしましたところ、引き上げ対象の4年生以上の入部は26名でございました。しかし、夏休みを終えた現在、4年生以上の入部者は7名となっております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 学童保育のそういった今4年生以上、当初は26名が7名になったと現況をお伺いいたしました。

いろんな理由があつて、子供たちもそれなりにやはり成長をして、一人でもおうちで留守番ができるようになったということでもあるかとは思いますが。

今回の補正では、学童保育事業費が47万9,000円減額となっておりますが、この減額はこういったものなのか。指導員の方の、そして人数は今現在どうであるのかお伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 今回の補正の減額については、指導員さんの賃金が主なものでございます。

指導員さんについては、基本的に各学童保育所、経常的には3名でお世話になっております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 賃金の減額ということでありまして、指導員はそれぞれ3名、今現在は3名ずつおられるということであるのでしょうか。なかなか時間帯が学校が終わってからということと、そして夕方ということで、夕食の準備といったことも重なりまして、なかなか指導員の方には御苦労をおかけいたしますが、やはり指導員の確保というものはできているということで考えてよろしいでしょうか。その点を再度お伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） まず、指導員さんについては基本的にそういった条件も提示してお勤めいただいておりますし、あと、そういった方が御都合が家事等で御都合がつかないということの場合の臨時的な指導員さんも確保しておる現状でございます。

○議長（西山和樹君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） これで私の質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これで坂本美智代君の一般質問を終わります。

ただ今から、10時10分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前 10時10分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議に入ります。

次に、山内武夫君の発言を許可いたします。

山内君。

○7番（山内武夫君） それでは、ただいまから通告書に従いまして、1点目にはマツタケの

振興策につきまして、また2点目には府道の改良問題につきまして、以上2点につきまして町長にお尋ねをしたいというふうに思います。

まず初めに、マツタケの振興策につきまして、町長にお尋ねをいたします。

京丹波町は、町面積の83%が森林を占めておりまして、マツやとかスギ、クヌギ、クリなどが茂る森林は町を取り巻く山々を鮮やかな緑に装っております。また、マツタケやクリ、山菜など、森林からの恵みも多く、中でもマツタケは香り、形とも日本一といわれ、この丹波の味覚として多くの人々に親しまれてまいりました。かつて日本で1、2番という生産高を誇っておりました京都府のマツタケの生産量も、次第に減少しており、それだけに貴重な味覚となっております。マツタケ減産の原因には、松くい虫の被害や、アカマツ林の環境の変化、また気象条件などが挙げられております。そのような中で、旧瑞穂町の時代には、丹波マツタケの名声を盛り返そうと、マツタケ振興会や、各集落が中心になりまして、府の林業試験場の指導を受けながら、松くい虫の防除事業やアカマツ林の環境整備施業など、丹波マツタケの再生に向けた取り組みが熱心に続けられてまいりました。

旧瑞穂町の資料によりますと、マツタケの生産量は昭和38年には64トンとの出荷量となっておりまして、それがピークでその後、平成16年にはわずか1.2トンと減少してまいりまして、今日では100キロ単位にまで落ち込んでおるといふふうに聞いております。

このままでは、丹波マツタケもやがてはアカマツとともに姿を消して、幻のキノコと化してしまうのではないのでしょうか。

そこで、これ以上衰退させないという決意で今改めて事業として取り戻していただきたい、そういう切なる願いを持って町長に丹波マツタケの振興策についてお尋ねをいたします。

まず、第1点目には、当町のマツタケの生産状況につきまして、数量、金額、そして最近の推移につきましてお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山内議員にお答えしていきます。

ちょっと詳細については、担当課から答弁させますので、あらかじめよろしくお願いたします。

本町のマツタケ生産状況につきましては、自家消費や個人売買等がございますので、全体の発生数量や生産金額の把握は困難でございますが、京都農協瑞穂支店の出荷数量を問い合わせましたところ、ことしは約300キロ、平成21年は200キロ、あるいは平成19年400キロとなっておりまして、今年度は増加したものの長期的には減少傾向にありまして、特に平成の時代に入ってから極めて少なくなってきたというふうに承知しております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） J Aの取扱数量以外に町としては把握はしておりませんが、京都府がその発生状況を把握しておりまして、南丹振興局管内、いわゆる南丹振興局の集計によりますと、平成18年から申し上げますと、1.2トン、平成19年1.2トン、平成20年0.55トン、平成21年0.43トン、それから平成22年につきましては、まだ集計はされておられません。それから、京都府におきましては、これは平成19年から申し上げますが、3.3トン、20年5.5トン、平成21年が2.4トンという推移になっております。

それから、生産金額につきましては、ここは状況が異なりますので、把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） ただいま発生状況、数量等お聞きしたわけなんですけれども、丹波と申しますと、全国的にその名を知られる、やはりマツタケの産地でありまして、中でも当時の瑞穂町、ここでとれるマツタケというのが大変軸がしっかりと太くて、また香りもよくて、昔は皇室への献上品やというようなことでされておったというふうなことを聞いております。

そういう中で今もマツタケの発生状況等々お聞きをしたんですけれども、個人売り等がありますので、なかなか把握というのが難しいということなんですけど、ちなみに先般の報道を聞いておられますと、これは南丹振興局管内の数量ですけれども、2市1町の中で21年度が430キロ、また22年度は5、600キロやというようなことが報道されておりました。

それだけやはりマツタケというのが非常に減少してきております。特に30年、40年前から比べましたら、もう何十分の1というような数量になっております。これは私の手前ごとの話になりますけれども、私の集落でも松山がありまして、私の集落では区の直営でマツタケ採取を行っておりまして、個人の入札をしておらんということで、マツタケとれたらすぐ区の収入に入れておるということなんですけど、そういう中で区の中で採取人をお願いをして採取に当たっておるということで、私もそちらの採取に数年前から携わらせていただいております。もう毎年、松枯れがひどくなりまして、ひどいものになっております。ちなみに私の集落でも最盛期には、これが30、40年前の話ですけれども、区の中でも1トンとれておったというような記録が出ておりますが、それが昨年からは本当に激減しておりまして、

もう去年は特に不作の年でありましたけども、今年もそれよりちょっとましというような状況ですけども、それでももう十数キロといますか。10キロ前後というような、そういうような状況になっております。そういうことで、見る影もないような、そういう無残な状況であります。

そこで、今日の生産状況を見て町長はどのように感じておられるのか、率直な御意見をお聞きをしたいというふうに思っております。あわせて、松くい虫の繁殖による松枯れがやはり大きな要因というふうに考えておりますが、今日、林業事態が大変木材価格の低迷によって、そういうことが原因で山に対する関心も薄くなってきておるといいうのも実態やというふうに思います。また、それによって労働力も不足する高齢化による手入れの放棄、整備不足により森林というのが荒廃をしておる。そのような中で森林環境の悪化もマツタケの減少の原因というふうに考えております。そこで、このような状況を前にして、マツタケ、丹波マツタケの再生をしていくために、町としてどのような具体策を講じようとするのか、町長にお尋ねをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 生活様式の変化によりまして、赤松林内の手入れがまずされていない事実がございます。マツタケ発生環境が悪化したことがマツタケ発生環境悪化を招いた最大の要因だと私も考えております。松くい虫も赤松林の手入れがなされないために増加し、松枯れ被害が拡大してきていると言われております。町では、松くい虫による被害対策といたしまして、薬剤の樹幹注入が有効であると考えておりました。町単独施策の補助金制度を設けまして、松くい虫防除事業を実施しております。本年度までの3カ年において、二つの区において補助制度を活用した取り組みを行っていただいたところでございます。松くい虫による松枯れ以外に、枯れ木やおちば等による土壌の富栄養化がやせた土壌を好むマツやマツタケの菌根の発育の妨げになっていると言われております。薬剤注入以外に、赤松林内の環境整備も必要になってくると考えているところでございます。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 私は、マツタケの振興イコール林業振興というふうに受けとめております。山林は環境問題等々で言われておりますように、広域的機能が重視される一方で、現在では木々というのはさわるほど損をするという、そういう状況になっております。そのことが今日の松山の荒廃、松枯れにつながっておるといいうことで、町長も今言われたとおりやというふうに思っております。このような状況の中で、やはり林業を再生していく上からも強力に松山の再生に向けた、私は振興策が必要やというふうに考えております。

そこで、マツタケ再生に向けての具体的な環境整備、防除事業についてお尋ねをしていきたいというふうに思いますが、今も町長の答弁で樹幹注入も行っておるということですが、なかなか今二つの区でということでしたけども、効果というのが大変難しいというふうに私は思っております。今日まで松枯れの防除として薬剤散布やとか防除薬の樹幹注入が行われてまいりました。特に薬剤散布、これにつきましてはもう30、40年前、それもなりますけれども、旧瑞穂町の時代でも枯れマツを切り倒して、それに薬剤を散布して回るというようなことで、山の尾根までドラム缶を背負って山へ登ったと。一斗缶背負って登ったというような、私も作業をさせてもらったこともありますけれども、それが果たして今日になったら一向に松枯れがとまっておらんというような状況の中で、果たして効果があったのかどうか、私ちょっと検証もしにくいわけなんですけれども、今日になりますと薬剤散布は環境への影響もあって難しいということですし、また一方、町が進めております樹幹注入、これは一定の効果があるということになっておりますけれども、大変コストが高くつく。そしてまた手間もかかると。その割に松枯れを根絶するそういう決め手にはなっておらんということなんです。そういう状況の中で、現在、府の森林技術センターや岩田県に岩泉の研究所というところがあるんですけれども、これは1990年当たりから京都大学の吉村先生という方が所長というようなことで、町長も知っておられると思いますけども、今日まで山でのマツタケ環境の発生についての実践もやっておられまして、山を改良して、発生しやすい環境を整えて、きちんと手入れした山であれば、マツタケは発生するというようなことで、これが実証されております。御承知のとおりだと思いますが、全国各地、講演にも回っておられまして、本もそういうようなんを出されておるということで、そういうのが実証されておりますし、そこで言われておりますのが、これからは人間が手を加えていかなければ、マツタケは消滅をすると、そういうふうなことを言われております。

そこで、旧瑞穂町では、当時、国の保全マツ林の緊急保護の整備事業という事業がありまして、そういうふうなんに取り組んでまいりましたが、これら事業を個人で取り組むのは労力的な問題とか、経費的な問題とか、大変難しい問題もありますけれども、集落ごとに環境整備に取り組むような、そういう新しい事業も検討すべきやというふうに考えますが、町長の見解、お聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほども申し上げましたが、松枯れ予防の樹幹注入剤の補助をまず行っております。補助事業につきましては、現行のままとし、来年度においても区などの要望に応じ、この補助事業を進めてまいりたいと、基本的には考えております。

これに加え、補助事業としては設けておりませんが、地元による赤松以外の樹木伐採や腐葉土のかき出し等の環境整備もあわせて取り組んでいただきたいと思っているところでございます。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 京丹波町には、丹波ブランドと呼ばれる特産品がたくさんあります。しかしながら、今では先ほどの回答にもありましたように、収穫量は大変減少をしておりますものの、丹波ブランドの最高級品は私は丹波マツタケであるというふうに言えます。

そこで、本年度の町の主要施策をちょっと見ておったんですけども、特産物の振興というようなのがつたわっておりますけれども、その中で、一向にマツタケというそういう記述の記載の欄がないわけなんですね。ずっとさかのぼってみておきますと、旧町時代からですけれども、合併後、平成19年度までは主要施策としてマツタケ振興についての振興策が上げられておったんですけども、今現在ではもうマツタケは減少してきておるといようなことでもあるというふうに考えますけれども、記載が全くないという状況ですし、あわせてまた、これ旧町時代のことばかり言いますけれども、瑞穂町時代にはマツタケ関係予算年間800万円ほど組まれておりました。それによって松山の環境改善の整備とか、松くい虫防除事業が行われてきておったんですけども、それが合併後の平成18年になりますと、予算見ておきますと約350万円、平成20年になりますと、それが100万円、そして現在本年度の予算見てますと、何ぼかといいますと、もう2、30万円という状況になっておまして、マツタケの減少と比例して、町の予算も激減しておるといのが実態であります。このように施策やらとか、予算を見る限りでは、本町の松山の再生に向けての、私は振興策はないというのが今日までの町の姿勢というふうに受けとめております。

そこで、来年度予算編成を前にして、具体的な振興方策を打ち出すお考えはないのかどうか、町長の見解、お聞きをさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 2回目のお答えのときに生活様式の変化によりという単純に表現したんですが、人間の生活様式が変わることによって自然環境が変化したという認識でおるんですが、今言われた予算がずっと減額されてきた事実をお示しいただきました。京都府も同じようにほとんど、確か平成20年からマツタケの試験に対する助成は打ち切られたというふうに承知しているんですけど、この年度は正確ではないので、また担当課が後ほど述べるかと思うんですけど、そのようにして京丹波町だけ予算を組んで張り切ってもなかなか難しいのかなという思いでまずおります。それにしましても有効なことがあれば、一生懸命応

援していきたいというのが行政の姿だと私は思っております。

最後、いろんな写真なんかで見させてもらいました。確かにマツタケ出たんやけど、昔の色をしていませんね。幾分細いし、白い白いマツタケが現物見てないもので写真だけで承知しておるんですが、そのようなことから予算が減額されてきたということを御理解いただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 先ほどからの議員さんのお話にもありましたように、年々減少してきておりまして、全国的に名高い丹波マツタケの産地としてのこの地域が一定その量が減ってきたということで、その生産者も含めて皆さん心配をしているところでございますけれども、京都府の林業試験場が京都府の組織再編によりまして、京都府農林水産技術センターに変わりました、亀岡がその拠点となっておりますけれども、それにあわせて、マツタケの研究も変わってきたというふうに考えておりまして、ただ、それだけではこれからのマツタケ振興にはつながっていかないので、町といたしましても農林技術センターのほうへまたそのマツタケの研究方法について話をしまして、一緒に連携をしながら、今後の方策を探っていきたいというふうに思っております。

京丹波町の予算につきましてもお話がありましたように、本年度は合わせまして40万円弱というふうになっております。

一つは、樹幹注入によります補助金でございまして、これが保井谷区と質美の下村区、2分の1の補助をさせていただいております。

それから、京都府の森林整備事業の補助金に上乘せをいたしまして、2割の上乗せでございまして、これにつきましては妙楽寺区と下村区につきまして赤松林の整理伐70%程度の整理伐をされて、その後、下刈りをして赤松林を育成するというような取り組みに対しまして補助金を交付させていただいております。

今後につきましては、地元集落の要望に基づきまして、樹幹注入ですとかこういった森林整備と合わせまして、抵抗性松の導入とかいうのも考えられますので、要望に応じてその対応を考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 大変マツタケが減少しておりまして、機運が盛り上がりというような状況なんですけれども、これも旧町時代にはマツタケ振興会というような自主的な組織を、個人、団体を会員として活発に当時は取り組んで活動をされてまいりまして、当時の瑞穂町ではマツタケの全国大会も開催をされたというような、そういうこともあったわけなんです

が、現在のマツタケ振興会の運営状況についてどうなのかお尋ねをしておきます。あわせてもう一度山を見直して、松山再生に向けての機運を盛り上げるためにもマツタケ振興会の育成、支援をすべきというふうに考えますが、町長の見解をお聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに合併前は瑞穂町と和知町におきまして、マツタケ振興会が組織され、環境整備や試験研究などが行われてまいりました。和知マツタケ振興会は、これまで抵抗性松苗の植栽を中心に活動をされてきました。平成22年度から一時休止、旧瑞穂町の振興会は合併前から休止状態であると伺っております。マツタケ振興会は、全国的にも名高い丹波マツタケの生産促進団体として、また丹波マツタケ生産振興を図るための組織として重要な役割を担うと認識しておりますが、現時点では、組織育成と支援につきましては生産者の機運の盛り上がりや団体の活動状況を踏まえました上で、検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 岩手県の岩泉町、ここでは町立のマツタケの研究所、これが設立をされまして、先ほど言いましたように大きな成果を上げております。私どもの町におきまして、今日まで府の林業の試験場を中心にマツタケ振興会とも連携をして、試験林栽培など、長年にわたりまして地道な研究をされてきた経過もあります。そこで、またこれは例えばの話ですが、京丹波町とも縁のありますタカラバイオの株式会社、ここはブナシメジやとか、ハタケシメジの人工培養を確立されておきまして、現在、マツタケの開発研究についても熱心にされております。また、京都大学にはマツタケの研究会も立ち上げられておきまして、そこやとか、また現在の森林の技術センターなど、そういう専門分野のやはり知恵と力を借りて、産官学の連携によります協働の取り組みを考えてみてはどうかというふうに思いますが、町長の見解をお聞きします。

あわせて、これはちょっと話がそれるかもしれませんが、現在、三ノ宮小学校、来年3月に閉校ということになります。それに合わせて現在私どもの地域でも閉校の跡地利用というようなことで、検討委員会を立ち上げて、今、検討をされつつある状況なんですけれども、京丹波町はマツタケやとか、先ほど言いましたようにハタケシメジを初めとしたキノコやとか、山菜の宝庫でもあります。キノコのまち、京丹波町を全国に発信をしていくために、私の母校であります三ノ宮小学校をキノコ類の研究の拠点とする、そういう研究施設といいますか、資料館といいますか、そういうことに利用するのも一つの案というふうに考

えております。これは、また地域の検討委員会のほうでも進言をしたいというふうに思いますが、そういうふうなことも考えておるわけですが、町長の思いをここで一点お聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろいろ御提案いただきました。産学官、この際、一緒になってこの京丹波町と一緒にマツタケ振興に頑張ったらどうだという、全く同感です。あるいは、先にお答えしておきますが、三ノ宮小学校についての御提案についても結構なことだというふうに考えております。マツタケの発生研究につきましては、京都府の旧林業試験場を中心に御承知のように行われてきました。各種機関、今言ってもらったようなタカラバイオさんとか京大マツタケ研究会などとの共同研究につきましては、京都府農林水産技術センターと連携を図りながら、今、御提案のような大学や企業との連携事業として取り組んでいくことも一つの方策だとは考えておりますので、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） なかなか、このマツタケの再生に向けての特効薬はないわけなんですけれども、まずはできることからやってみるということが大事やというふうに思います。

京丹波町は、農業、林業のまちでもあります。これをおろそかにするようでは、町の発展はないというふうに考えております。

現在、国におきましては、森林、林業の再生プランというのがまとめられまして、10年後には木材の受給率を50%にしようというふうなことが言われておりますが、反面、23年、来年度からは切り捨て間伐の補助金も廃止をされようとしておる、そういう大変厳しい林業関係にあるというふうに思っておりますが、今こそやはり林業振興策として、集落に向いて、やはり事業の要望を聞く、そして山の実態というのをはっきりみていくというふうに考えますが、町長の見解をお尋ねをしておきたいというふうに思いますのと、もう一点はマツタケは一たん消滅しましたら、後はもう40年、50年、発生までにかかるというふうに聞いております。本当に気の遠くなるような事業であります、美しいやはり自然とか貴重なそういう資源を後々に伝えていく、残していく、そういう責務もあるというふうに思いますし、夢をもう一度ではありませんけれども、やはり町民に夢を与えていくのも町長の責務やというふうに考えて、責任というふうに考えておりますので、そういう意味からマツタケ再生に向けての町長の思い、お考えを再度お聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農業、林業を守ることがこのまちの生き残る術ではないかというよう

な御教示は、私も実は全く同じ考えであります。その中でマツタケをしっかりと残すということがまたこのまちにとって非常に大事なことだというふうに御指摘をいただいているんですが、こういう議論をしとって思うことは、一たんなくなると4、50年はかかるだろうという予測も出ております。何とか、この環境に強いマツタケがあらわれてくれんかなということをお願いいたします。それほどに切実でありますし、林業、農業をしっかりと守らんことにはマツタケも出てこんのだろうという思いであります。しっかりと基礎自治体として守るべきことは守っていききたいと。

国は、今言われたとおりです。私から言いますと、政策がぶれるなという心配をしております。そうしたこと、京丹波町で独自で施策を皆さんにお諮りして実施していききたいと。細かいことからやっていききたいとそんな思いであることを申し上げてお答えいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） マツタケ談義をしておっても尽きませんので、これぐらいにいたしまして、次に府道の改良問題につきまして、町長にお尋ねをしたいというふうに思います。

このことにつきましては、昨年9月と12月議会にもお尋ねをしたこともあるんですけども、再度、今日の進捗状況と今後の改良計画についてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず、1点目に、遠方瑞穂線の改良問題についてであります。この件につきましては小規模の農業基盤整備事業とあわせて府道改良を実施をしていくということになっておりますが、先般の回答では、一部地権者からの不安な要素があるということで、再度、排水計画等を見直していくんだと、検討していくというような回答をいただいて、答弁をいただいておりますが、現時点ではどうなっておるのかお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 府道改良計画につきまして、調整を進めてまいりましたが、このほど、一歩前進することができたと思っております。

鎌谷奥区では、府道改良と圃場整備を一体で進めることを要望されてまいりました。現時点では、圃場整備についての方向性を地元で協議していただいている状況でございます。

今後、地元の意向が定まりましたら、それをもとに関係地権者との協議や調整を行い、京都府とも十分な協議を行いながら、一日も早く事業は進められるよう努めてまいりたいと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 昨年まで、河川の境界確定だとか、また、基盤整備の排水計画につい

て、地権者の理解が得られずに、平成20年と21年度につきましては実施計画が進められず、入り口の段階でとまっておったということなのですが、今、お聞きしますと、地元のほうとの調整ができつつあるというようなことなのですが、そうすれば、本年度の予算執行、これ、どうなるのか、今後の事業の執行についてお伺いをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細ですので、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 圃場整備関連につきましては、ただいま、町長が答弁させていただきましたように、地元におきまして、その圃場整備の方向性について、もう一度意向を確認していただいている状況でございます。それに基づきまして、先ほどもありましたように、やるということになれば、それに対応して予算を来年度以降に再度計上させていただくということになります。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） ということは、本年度は予算計上されておりますけれども、予算執行できないということになるわけなんですね。地元の合意ができて、進めておるといことなのですが、再度、地元の理解を得られないとできないという、来年度以降でないとかんといことなのですが、ちょっと話が矛盾をしておるのではないかと考えますが、そこら辺、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いずれにしましても、担当課からまた答弁をさせるんですが、非常に難しかった話については、私自身との約束、約束というのか話をしまして、反対しないという答えをもらっております。それで、担当課をその家に派遣して、今、話をしているところでございます。そのように理解していただいたら結構です。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） この府道改良につきましては、地元の強い念願、要望でもございまして、それとあわせて圃場整備をしていきたいということだったんですけども、圃場整備につきましては、今の地権者の、受益者の状況をもう一度、意向を確認していただいて、方向性を決めていただくというような状況であるということでございますので、御理解のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 本道路は、鎌谷沿線住民にとりましては長年の悲願の道路でもあります。今、地元と再度、詰めていくんだというようなことでございますので、いつまでもずるずるといくことのないように、やはり十分地元とも協議をとられる中で、一刻も早い改修に向けて精力的に取り組んでいただきますことを強く要望しておきます。

それから次に、上野水原線の改良につきまして、お尋ねをしたいというふうに思いますが、今までから言っておりますように、本道路というのは通勤、また、JRの下山駅の生徒の送迎など本当に通勤・通学になくってはならないそういう生活道路でもあります。

現状を町長、どのように認識されておられるのか、今後、早急な改修が必要というふうに考えますが、改修の見通しをお伺いをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在、国道173号線と9号線の間で約1.7キロの狭小区間があります。また、国道9号との交差点部においての視距、いわゆる見通しの確保が十分にできていないという状況でございます。このことをよく認識しているんですが、拡幅改良に向けて京都府に対しまして要望をしているんですけど、現時点においては、他路線との調整もございまして、具体的な改良計画が示されていないのが現状でございます。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 今、町長のほうから答弁をいただいたんですけども、これ、前町長の時分ですけども、平成19年6月議会に回答をいただいておりますけれども、その当時は他路線の進捗状況を見ながら年次計画でもって府に要望していくというような答弁をいただいておりますけれども、今、聞いておりますと、なかなか進んでおらんということなんですけれども、具体的に年次計画がどないなっておるのか、立てられとるのかどうか、改めて再度、お聞きをしておきたいというふうに思いますし、また、府への要望を具体的にどのようにされておられるのか、お伺いしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 府への要望はもちろんしているんですが、山内議員もこういう要望活動のときに御承知だと思いますが、「年次計画を京都府に示せ。」とこう言いますと、「それならもう対応そのものがないぐらいの状態です。」という答えが、これ、ありのままですけど返ってくるんです。したがって、要望を何回もする中で、少しずつ改良してもらおうということに尽きると思います。当町が勝手に年次計画を立てるということは府道であり得ませんので、まず、御理解いただきたいと思います。繰り返し要望してまいりますので、そのように理解していただいたらうれしいです。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 特に今、町長から言われましたように、1.7キロメートル区間、大変狭小な部分もありますし、井脇の集落からポンプの加圧場の辺までが2メートル余りというようなことで軽自動車1台というような状況ですので、町長もよく知っておられるというふうに思いますけれども、当時、圃場整備を井脇区でされた当時、あそこの田畑が府道の改修に絡んで道路用地になるというときには、大変率先して、あそこの用地を提供されたというようなことにもなっておりますので、それが現状ではそのまま圃場整備されてからもう何十年とたっておりますので、手つかずのまま雑草が生い茂っておるというような状況になっております。やはり、用地関係者の方の思いをくみとって、一日も早い改修を要望しておきたいというふうに思いますのと、もう1点は、先般、京都府の土木事務所から事業の説明とかまた、進捗状況について説明といたしますか、報告を受ける懇談の場があったわけなんですけれども、その席上、上野水原線については、改修計画といたしますか、改修の要望は町のほうから何も聞いておらんというような答弁をいただいております。地元区からは毎年のように町に対して要望はされておるということを私は聞いておるんですけれども、そういうことになりますと、町のほうがこれは握りつぶしてのではないかとというようにしかとれんわけなんですけれども、その実態がどうなのか、町長、お伺いをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 何にしましても、17日に府要望活動をします。その際、特に今、議員から御質問いただきましたので、どういう理由でここが後順位になるんだというあたりぐらいまではきちっと話を聞いてきたいと思います。

全般について、要望活動、一層強めたいというふうに考えてますので、今時点での御理解をお願いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 町としても、事業の必要性を強く要望されまして、一日も早い改修を要望しておきます。

続きまして、京丹波三和線の改良問題につきまして、お尋ねをしたいというふうに思いますけれども、この道路につきましては、年次的に改修がされておるんですけれども、本年度の事業の進捗状況について、お伺いをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現在の事業区間下山から三ノ宮1.4キロメートルにおける進捗率については、改良率が36.2%となっており、現在、質美和田工区の築造工事を進めてい

ただいております。また、本年度、和田、左ノ路下区において、用地の立ち合いが実施されておりますので、随時用地取得、工事と進められるものと考えております。

なお、今後におきましても、早期の整備促進を実現するため、要望活動を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 山内君。

○7番（山内武夫君） 先般の町長と語るつどいの席上でも、この道路の早期改良ということで住民から強い要望も出ておりました。そういうことでもありますし、近々の課題でもあるというふうに考えておりますので、今後、精力的に府のほうにも要望をしていただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これで山内武夫君の一般質問を終わります。

続いて、岩田恵一君の発言を許可いたします。

岩田君。

○2番（岩田恵一君） それでは、平成22年第4回定例会におきます一般質問を通告書に基づきまして行いますので、誠意ある御回答をよろしくお願いしたいというふうに思います。

まず1点目でございますが、寺尾町政の一年を振り返ってということでございます。町長は「安心」「活力」「愛」のあるまちづくりを柱とされて、昨年の町長選に勝利され、これを柱としてこの1年間、町政の運営に当たってこられました。私もまだ議会人1年生として、寺尾町政の手法、手腕を見てきたところでございます。寺尾町長は常々町民目線、対話型行政の推進を基本方針に掲げられており、私もまたその思いに共感するところでございます。今後も行政、議会が互いにそれぞれの立場で町民の福祉の向上に努力していかねばならないと改めて痛感するところでございます。

そこで、寺尾町政初めての骨格予算である平成22年度予算も終盤を迎えまして、町長就任1年間を経過した中で、町長が掲げられております30項目にわたるマニフェストについての進捗度はどの程度進められたとお考えか、お伺いしたいというふうに思います。まだ、1年という任期の4分の1しか経過していない中で、なかなかその中身を具体化し、実現することは難しいところもあると考えますが、この1年間を振り返っていただき、その実行に当たっての課題や問題点があったのか、あるのか、あるとすればそれは何なのか、具体的にお話しただければ幸いに存じます。

次に、昨日、梅原議員も質問されたところでございますが、本年度開催の町長と語るつどいにつきましては、9月から3カ月間24会場に増やされまして、連日住民との対話を通して、行政課題等について、意見交換をされてきました。町長初め、理事者、管理職の皆さん

には大変お疲れになられたと思いますし、御苦勞さまでしたとここに敬意を表する次第でございます。

その中で、その成果を人口減や過疎化などに関連する課題について住民と共有できた、さまざまな意見を聞く貴重な機会となり、やりがいを感じたと新聞紙上でも述べられたところでございますが、特に住民が求める町政の課題は何だったと信じられたのか、また、その課題の整理には何が必要だと思われたのか、また、やりがいを感じられた要因は何か、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 数字で見ますと、公約率、マニフェスト達成率は30%から40%ぐらいかなという思いでおります。基本的にやりがいを覚えたとかいう表現をしていますことについては、町民目線とかいう表現をされています住民、町民の皆さんと対話させてもらう、会話させてもらうということでやりがいが非常にわいてくるというざっとしたそういうことであります。

まず、感じたことは、非常に合併したことによっての不安が充満しているなということがありました。ここにもちょっと思っているんですが、町の木とか花とか鳥とかそういうものをシンボル化したいという一つの予算もいただいております。これらは、ある種、合併がなされようとしている旧3町の住民の心の合併はなかなかできてないという現実を直視したときに、例えば、和知の診療所宮崎医師が退職されたわけですが、これは別に合併に伴って起きたことでも何でもなしに、宮崎医師が退職されるということで老健施設2階に設置された。これは的を射たことだというふうに思うのですが、町民の皆さんは、その合併によって、そういうことになったという理解があったわけです。そのことの解消をするためには、やっぱり土日祝日夜間の診療所の機能の回復をまずもってして差し上げる以外に何ほ言いわけをしてみたところで、なかなか行政への信頼、診療所へのまず信頼なんですが、そのことをもって行政への信頼の回復があり得ないということで、まず、和知診療所の機能回復に向けて医療等審議会の開設をしたところでもあります。あるいは、独自に医師確保のための奨学金制度を設けさせてもらいました。これら非常に精神的とか心理的な面が大きいわけですね。もう一つ、心理的に非常にダメージを受けていらっしゃるの、鳥獣害被害であります。野生鳥獣害の被害、これは政府なんかは非常に数字ばかり振り回しているんですが、やっぱり高齢者の皆さん中心にいろんな農作物を生産してもらっているわけですが、あす、収穫しようと思ったやさき、そのやられるというようなことで、金額ではなしに精神的に非常にダメージを受けていらっしゃる、事実、私は遭遇してますので、何としてもこのこと

の解決に京都府、国以上に京丹波町として頑張っていきたいとそんな思いで取り組んでいるところでもあります。

また、町長就任する以前から強く要望がありましたことの一つに、町営バスの土曜日運行です。これはもう、中学生、高校生、まずそういう方の保護者の皆さんが、「町長、寺尾さん、とにかく土曜日非常にスポーツクラブが盛んで、一生懸命気張っているんだけど、とにかく送り迎えが大変やさかいに、何としても土曜日だけは運行してほしい。」という強い要望がありました。このことは、今年の4月1日から実施できて非常によかったと喜んでおり、また喜んでもらっているんですが、そうしますとさらに町民の足、移動権確保が非常に大事だということを、また、ほかのところから要望がわきあがるように要望として届いております。これは土曜日運行を実施したことによって、この人なら、こういうことを頼んだらやってもらえるんじゃないかという意味だというふうに理解しています。それにしっかり答えたいという意味で、今、いろいろこの議会でも討論されていること、このことをしっかり諮問しまして、何とか少しでも町民の皆さんの足確保のために頑張っていきたいとそんな思いであります。

また、学童保育についても、今、議論がありました。このことも人数ではなしに、そうした町民の皆さんの切なる願いが、朝子教育長を中心に実施していただいたことは、大変私もうれしく思っております。

あるいは地域の自主防災組織の育成に助成金をつけさせてもらって、23年4月以降になりますが、立ち上がることになっております。このことも弱者と表現される弱い人の立場にたった一つの施策が4月から実施できることを私自身喜んでおります。

また、これも非常に議員さん中心に要望が強かったことですが、住宅改修制度を創設して、町内の零細企業社の振興にもなるんだし、あるいは、少しでも快適な生活になるんだというような御教示いただいて、そのことが実施できる運びとなっておりますことを報告して、私自身はそのことを喜んでいうことでもあります。

また、地域支援の係の人を配置することができました。このことについても、私の予想以上に住民、町民の皆さんから評価をいただいております。「寺尾さん、変わったで。」ともう職員の方が一生懸命やってくれると評価はあろうかと思いますが、そういうふうに言ってくれはることが非常に励みになります。私自身、協働という言葉について私独特なものの考え方をしてました。これは、住民、町民が主体に力を合わせて働いてもらうことではなしに、私を含む町職員がまず、汗を流す、それを見ていただいて、町民の皆さんに御協力をいただく、力を合わす、合わして働く理念、そういうふうにこの言葉を理解しているということ

たびたび職員に向かって、あるいは町民の皆さんに向かって申し述べてきたところでありませう。

この町は非常に将来が明るい町だというふうに考えております。過去、分水嶺としての宿命がございましたが、間もなく畑川ダムで水については十分確保できます。そのことによって、京都縦貫自動車道も開通するわけですが、これを利用したまちづくりを進めていきたいとそんなことを思っています。

時間が長くなりますので、この程度でお答えとしておきます。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 町長におかれましては、いつも前向きな姿勢でノーと言われたい、一般質問においても、また、それぞれの本会議の質問に対してもノーと言われたいというので大変驚いているんですけども、寺尾色がだんだんと京丹波町内に浸透していきよらんかなという思いもしておりますし、残り3年ございますので、十分にマニフェストの実行について頑張っていたきたいなと私も思っております。

きのうもお話が出たんですが、町長と語るつどいでいろんなたくさんの意見が出たというふうに思うんですけども、それらを今後集約、分析をされまして、今後の町政に生かしていく必要があるかと思っておりますけれども、それに対する町長の抱負とございますか、をお聞かせいただけたらというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 非常に大事なことだと思っております。直接町長にぶつけて、そのことがナシのつぶてということになったら、それこそ今まで以上に失望されると思っておりますので、全要望について積極的に取り組むと同時に、遅れる部分については、なぜ遅れるのかということをしっかり回答していきたいとそんな思いでおります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 積極的に取り組みはするというところでございますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、2点目でございます。収入未済額の整理、解決策についてということでございますけれども、平成21年度決算も認定をされましたけれども、町税、それから国保税を除きまして、各会計における使用料等の収入未済額は約1億2,000万円にのぼりまして、それはまさに収支バランスが崩れる大きな要因となっております。このことは負担の公平性の原則の観点からも、その根本を揺るがす大きな課題でございますので、同一の住民サービス

を提供する上におきましても不公平感をもたらし、善良な納付者の理解を得ることは難しいのではないかと考えております。また、その結末が料金改定など住民への負担増や一般会計を圧迫している一因となっているのも事実ではないかと思えます。

昨日の篠塚議員さんの質問の中にも、庁内対策会議にて管理職を中心に年末、年度末と徴収に回るとの回答もございましたけれども、それも大変御苦労さんでございまして、御努力いただいているところではございますが、これまでそうした取り組みもなされてきた中におきまして、一定の成果はあったものの、根本的な解決につながっておらず、結果、滞納額を増やしてきた状況にあるのではないかと考えております。

それぞれの会計において、各部署にて督促や催告、面談など一定の収納業務に努力いただいているとは思いますが、現状の職員体制や執務内容、さらにはその専門性を考えますとその対応や収納には限界があるのではないかと考えます。

そうした中、もっとも効果的な解決策として、専門的知識や断固たる職務執行などを備えた外部からの専門職、例えば、税務署それから府税事務所、ときには警察、それらのOBの方々とかも交えた中で組織を設置して対応することが必要ではないかと考えますが、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 各種使用料の未収金整理業務等につきましては、主には各担当部署で行っており、町全体としましては、町税等徴収率向上対策委員会において対応をしております。

このたび、町税等の未収金整理業務などを京都地方税機構へ移管したことに伴いまして、町税等徴収率向上対策委員会の今後のあり方などを検討する会議を今月中に開催予定までいたしております。

その会議で、議員御指摘の御意見も踏まえまして、体制づくり等につきまして、十分に検討してまいりたいと考えております。

今、いろんな専門家という御指摘ですが、このことにはかなりの京都地方税機構が専門家集団ということになっております。そうした強権的な徴収とあわせまして、やっぱり町職員として、なぜ納付できないのかというあたりを細かくやっぱり知る必要があるのではないかと一方では思っております。専門家的な集団として私は京都地方税機構を頼りとしているということをお答えしておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 町税とか国保税、これの関係につきましては、地方税機構に移管して

おりますので、これは私も心配はしていないわけですが、その他、先ほど言いましたような使用料については、これはいわゆる地方自治法上の債権ということになるかというふうに思うんですけれども、税のような差し押さえとかそういった執行権もないという中で、どう収納に結びつけるのかということが大変厄介であろうというふうに思っております。保育料や幼稚園授業料、給食代金などが、先般も新聞に載っておったわけですが、国からの通達にもございますように、子ども手当から充当できるというような部分があるかというふうに思いますけれども、その他については、最終的には先ほど言いましたように、自治法上の債権ということになるかというふうに思いますので、これは裁判所での債権認定といえますか、審判を下してもらおうという以外にないのではないかというふうに思っております。

また、古いやつを見ますと、昭和50年とか大変古いやつがあると思うんですけれども、これはそうした古い案件についての相手先のこととか、大変、決算見ましてもそれを不納欠損に落とされたりとかいうことで対応されてきた経過もあるんですけれども、それらについてはこれまでから苦勞されているのではないかというふうに思いますし、私もちょっと一部かかわってきた経験もございますので、大変苦勞したというのは事実でございますので、何とかしてこれを解決したいなという思いで取り組んできたんですけど、なかなか日常の業務とこれらの関係を整理するのはなかなか難しいということで、先ほど言いましたように専門的な組織を設置していただいて対応することがベストではないかと私も思っておりますし、ほんとに額的にも大変大きいわけですね。これがすなわち徴収できないと不納欠損とかで落とされるということになりますと、大変公平性にも欠くということになりますし、また、しいてはこれがそれぞれの会計を圧迫するということになりますし、また、さらには住民負担にもはね返るのではないかというような懸念もしているわけでございます。

そうしたことで、専門的部署を置いていただくことが解決を図っていくことで一番得策ではないかという御提言をさせていただいておりますし、負担の公平性を堅持する上においても、また、住民の皆さん方の理解を得る上においても必要ではないかというふうに考えておるところでございますので、再度、町長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今のお話ですと、法的措置も含むきちっと回収率向上のために頑張るということをやまず、お約束したいと思います。

いろいろ報告を受けてまして、未収がちょっと増えている時期があります。そういうとき、何でやということや話をしているんですが、どうしてもこの自動引き落としとかいうことを

今、行政対応しているわけで、ソフトにちょっと問題があるなど思ったりしておりますので、その辺はきちっと正していきたいというのか、より徴収率を上げる方向に指導していきたいというふうに考えております。多少時間がかかるのかもわからないのですが。

いずれにしても、この非常に便利さが納めるのを平気で怠るというのか、そういう雰囲気があります。それは感じているところなので、それに対しては、法的措置を含む対策を立てるといことです。

もう1点は、もっと納める側に立ったそういう自動引き落としとか振り込みとかいうことをうんと指導していきたいとそんな思いでおります。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 先日も篠塚議員さんからありましたような納付方法もいろいろあるかというふうに思いますし、私もちょっと一部賛成するところもございまして、そういった面についてもいろいろ検討を加えていただきたいなというふうに思っていますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、3点目でございます。下水道料金の改定の関係でございますが、水道料金もそうであったように下水道料金においても合併に伴う料金統一や適正な公共料金の設定という観点から、そのあり方について諮問がなされ、平成20年10月に答申がされたことを踏まえまして、また、財政健全化に向けた一環としての施策の中で、今回の改訂の提案に至ったことは一定理解をするところでございます。

しかし、ひとつ目には今日まで、丹波・瑞穂両地区では定額制をとってきた経過があると。そうした中で、従量制への移行には極端な負担増とならないような措置を講ずるべきと思います。3年間の経過措置を設けるとされておりますが、特に子育て世帯や飲食店、理美容業など多くの上水道を使用する世帯にとっては、大きな影響を与えることになるのではと危惧をいたしておるところでございます。

二つ目には、町内ではまだ多くの家庭で自己水源を利用していると思われませんが、これらを調査する上においても、相当な期間を要するものと判断いたしますが、次年度までにすべて完了できるのか。また、これらの水量は自主申告とされておりますが、公平性は担保されると思われるのか。

三つ目には、9月から開催されてきました町長と語るつどいの前段で今般の改正について、当日配付の資料に基づき、説明されてきましたが、出席人数は総数で814人、これは前回より多いとされておりますけれども、世帯数でいえば1割強と、本町人口や世帯数から見ても十分とはいえないと思います。これで住民への理解は得られた、十分説明はしたと言える

のか。もう少し周知徹底をすべきではないかという心配を持っております。

以上の3点について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 改訂の要旨といたしましては、受益と負担の公平を図ることが大きな柱となっております。定額制から従量制へ料金体系を改定するものでございます。このことによりまして、使用実態に応じた改定になると考えておりますが、定額と比べますと、水を多く使用される御家庭では負担が増すことから、公共料金等審議会の答申よりも下水道料金で賄うべき範囲を狭め、また、経過措置も3年間設けるとところでございます。このことにより御理解をいただきたいと思っております。

2番目でございますが、12月議会において、下水道料金改定に関する条例を議決いただきましたら、使用水に関する調査を平成23年2月1日から行いたいと考えているところでございます。下水道使用者全員の方に回答を求めまして、新料金で徴収を行う4月検針に間に合わせたいと考えております。また、申告に当たっては、まずは、信頼をいたすところではありますが、その内容につきましては、過去の町水道使用水量と家族数などを照らし合わせまして検証し、極端に少ない使用水量の家庭などは立入調査をさせていただくことも視野に入れております。また、町長と語るつどいで一定の説明機会を設けていただいたところでございますけれども、まだ、承知でない方もあると思っております。今後、さらに周知徹底に向けて努力していきたいと考えております。具体的には、広報による料金改定の周知、あるいは使用水に関する調査とともに、町長と語るつどいで配布しました資料を下水道利用者全員の方に改めて送付しようと考えております。いずれにしましても、議決いただきましたら、もし、説明の必要があれば、私自身先頭に立って、このことを説明してまいりたいというふうに考えていることを申し添えておきます。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） この件につきましては、先日、議員有志から激変緩和を求める要望書が定例会前に提出をされまして、否決も辞さないなどの過激で荒っぽい発言も飛び交う中で、このことはこの案件がいかに関住民生活に直結しているものだと言えるところでございまして、より慎重に事は運んでほしいというあらわれだと私もそう理解をしているところでございます。

議員の多くの皆さんが今回の提案は拙速ではないかと、住民の理解は得がたいと感じているのではないかと思いますし、また、昨今の景気低迷を受けまして、所得もマイナス基調にある中で今回の下水道料金改定がいかに関住民生活に大きな影響を与える案件だともいえるの

ではないでしょうか。

こうした状況からも心配をするものでありますし、再度、町長の見解をお伺いしたいというように思いますし、また、その施行期日についても、あと3カ月でどうかなという思いもする中で、もう少し延ばしたらいかがかなと、もう少し説明責任を果たされたいかがかなという思いがするのですが、再度、町長のほうからお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろいろ御意見をいただいております。いずれにしましても、私自身、上水道のことについて説明を受けてないという旧和知地区での御意見に対して、各区を回らせてもらって、説明をさせてもらった実績がまずございます。今回、議案、もちろん9月7日に全体協議会で全資料を提出して、議員の皆さんに御検討いただきました。そのことを受けて、また、住民の皆さんにあらかじめ御説明を申し上げました。上水道の件で言いますと、説明を受けとらんというふうな反応でした。こちらから質問したらあげる予定だというようなことはあったというような話、これ、事実かどうかはさておき、そういうことでした。私はこうして正式に議案にして御提案する前にこういうことを町民の皆さん、住民の皆さんに説明することが許されるのかどうかという不安もあったぐらいでした。そのことをしかし実施、議員さん、そして次に区長さんにお知らせした後、住民の皆さんに御説明しました。こうした行政手法をとられた方は余り私自身は承知しておりません。そうした実績をもとに、もし、いろんな御懸念があるとするならば、議決いただいたその後でも、そのことをきちっと町長として実施していきたい。説明なりお願いなり、いろんなことをしていきたいという思いであることを申し上げておきたいと思います。

それにしましても、そういう思いであります。二元代表制ですので、議会の皆さんの御意見を十分聞いて、慎重に取り扱いたいとそのように考えていることを申しておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 最後に言われますと、次、質問できないようになるんですけども、町長と語るつどいにおきまして、一定の説明責任はしてきたと。先ほども町長自身、十分説明していくというスタンスも言われておるわけですけども、また、全世帯に資料を配布されるということも今、お聞きしたわけですけども、昨年、和知地区の水道料金改定につきましては、これも集落を回られまして、懇切丁寧に地元に入られて説明会を開催され、改定に向けた理解を求めてこられたという経過があるんですけども、そうした説明会を今後、

町長自身、十分説明していくと言われた中においては、こういう説明会も一つの選択肢の中に入っているのかどうかというのを伺いたいというふうに思います。

また、一方では、先ほど収入未済額の関係で御質問したんですけれども、使用料の集金の問題についてでございますが、下水道料金におきましても、多くの収入未済額が発生していると。そうした中で果たして、公正な、また、公平性を確保する上においても、この未収金問題を解決するのと同時に改定することが望ましいのではないかと考えますが、町長としてはいかがお考えか、伺いたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、一つ目については、どういう形であれ、求められたら説明に私一人でも回るというまず、決意であります。

未収と料金改定については、未収が100%、100%とはおっしゃってませんが、改善した後、こういう提案をすべきではないかという意見、このことも非常に大事な御意見だというふうにまず承ります。

私としては、未収解決とこうした料金改定と同時に行っていきたいというのが私の気持ちであります。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 下水道料金の問題につきましても、大体、町長の意向がわかりましたので、この辺にしたいというふうに思いますが、次に四つ目でございます。

一つは野生鳥獣の共生の村づくり事業について。有害鳥獣被害対策につきましても、その捕獲、補殺処分等について今日まで京都府を始めといたしまして、本町においても猟友会の皆さんを中心に相当な努力をいただいております、一定の成果を上げているものと思います。

しかし、こうした状況においては、やはり人と野生動物が共生できる環境をつくっていくことも忘れてはならない施策の一環ではないかと考えます。人が山に入らなくなって久しく、このことは外国産材の輸入などによる国産材の価格低迷による人工林の手入れ不足や、松枯れなどによる山での収益が得られないなど、まさに山林崩壊の危機にあるのではと危惧するところでございます。

こうした中、行政と地域が連携して山林を整備、守ることが野生鳥獣と人との共生が図られる状況をつくり出すのではないかと考えます。

例えば、昨年ですか、和知の升谷地域でも施行されているわけですが、バッファゾーン等の整備などさまざまな事業をプランニングし、それを実施検証しながら、鳥獣被害ゼ

口の地域づくりを進めていくことも大事なことだと思いますが、いかがでしょうか。

そうした事業の展開を全町的に進めるつもりがないかどうか、町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 捕獲の充実はもちろんのことでございますが、人里におりてきにくい環境づくりも非常に大切であると考えております。

平成20年度から升谷地区でモデル事業、人と野生鳥獣の共生の村づくり事業としまして、バッファゾーンの整備、サルの追い払い器具の整備等の対策を展開しております。間伐をすることによって、見通しがよくなり、野生鳥獣が人里におりにくくなることは実証されておりますので、有害鳥獣対策の一つとして拡大を図っていくべきであると考えております。バッファゾーン整備の本格実施に当たっては、事業展開について研究していきたいとまず考えております。あわせまして、森林整備などの林業関係事業も推進し、それが有害鳥獣対策としても効果があらわれるようにしていきたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 今、おっしゃっていただきましたバッファゾーン等の整備、いわゆる緩衝地帯の設置と言いますか、それによります野生鳥獣と人とのすみ分けについては、升谷地域で実施され、その効果や被害状況など検証された中で実証されたということでございますので、こうした事業については、私も府のホームページの中でいろいろ見ておったわけですが、京都市の命の里事業というメニューの中にも、かなり多くのメニューがございました。そうした補助事業を活用した事業展開を広く全町的に今後も進めてほしいというのが私の願いでございます。

先ほど、山内議員さんからもありましたように、思いは同じでございますが、山林の再生ということについては同感でございます。山々も見るたびに昔とは違うなど、荒れてきたなと寂しく感じておりますし、こういう思いは私だけでないというように思っております。何とか山々に息吹を与えて再生してほしいという強い思いの中で、こうした山林の状況を放置してきたつけがまた、鳥獣たちの天下にしてきた原因の一つではないかというふうに考えております。

いま一度、美しい山林を取り戻すための施策を講ずる、まさに行政が主導権を握ってやっていくというお考えはないか、再度、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私自身は何かそういうふうに国の法律を変えてもらいたいなという

ふうを考えているんですが、そういうことは言っても間に合いませんので、京丹波町と
してできること、そのことを一つ一つ実施していきたいというふうを考えております。

それは、森を大事にしていく、木を使って暖房をとるとかというような一つ一つ丁寧な施策、
あるいは、公共建物を設置するときには、できるだけ京丹波町産材を使うんだとかいうよう
な一つ一つ積み上げていきたいとそんな思いでおります。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 思いは同じかなということで感じておりますので、ひとつこういった
山林についてもぜひ目を向けてやっていただいて、事業展開が図れることを強く望んでおり
ますし、要望させていただいて、私の一般質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） これをもって岩田恵一君の質問を終了いたします。

ただいまより、午後1時まで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東まさ子君の発言を許可いたします。

東君。

○8番（東まさ子君） 日本共産党の東まさ子でございます。

通告に従いまして、町長に質問をいたします。

まず、最初に、保険、医療について伺います。

失業や倒産による貧困や自営業者の廃業など進んでおりますが、国保税を払いたくても払
えない世帯が急増しております。本町の国保税は22年度は税率が据え置かれましたがけれど
も、20、21年度と連続の引き上げで町民の負担は大幅に増え、もはや限界となっております。
22%に当たる609世帯が国保税を払えなくなっております。大幅に引き上げがさ
れた21年度の決算は単年度で3,071万円の黒字決算となっております。

22年度の国保会計の収支状況はどのように推移しているか、お伺いをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 東議員にお答えしていきます。

平成21年度においては黒字決算となりました。その中には過年度の追加交付分や、22
年度において精算し返還すべき国庫支出金等の超過交付分が2,088万7,000円含ま
れており、国保財政は依然として厳しい状況でございます。平成22年度の収支状況につき
ましては、保険給付費は現時点では平成21年度とほぼ同じような水準で推移いたしてあり

ますが、年度途中でもあり、今後、インフルエンザ等の流行等により医療費の伸びも考えられますことから、引き続き医療費等の動向を中心に確実な把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 療養医療費につきましては、21年度と同じぐらいの費用で進んでいるということでありました。

国保会計は国の制度の変更でありますとか、医療費の動向によって大きく左右をされてくるわけではありますが、単年度で21年度は3,000万円余りの黒字ということでありましたので、今、予算編成期でありますけれども、21年度のその黒字分については、やはり、値上げによってそれだけ余裕ができてきた、国のいろんな問題もあるかも知れませんが、余裕ができていくということでもありますので、還元すべきではないかというふうに考えます。2,850世帯が加入しておりますので、21年度の黒字を還元することで1世帯当たり1万円の引き下げができるわけがあります。そうした黒字分を国保税引き下げのために使うおつもりはないかどうか、お聞きをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 先ほど申しましたとおり、国庫支出金等の超過交付分が2,088万7,000円含まれておりますので、そのように考えておりません。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 国のそういう負担金ですか、補助金などはその療養費に応じて、割合に応じて支出されるものでありますので、いずれかの形で精算をされると思うんですけれども、今、こういうときでありますので、でき得るそういう余裕分については、還元すべきだということを申し上げておきます。

それで21年度決算で加入世帯の22%に当たる609世帯で滞納がありました。国民皆保険制度のもとで資格証明書が43世帯に発行されております。府内では26の自治体の中で19の自治体で保険証の取り上げゼロの自治体が生まれております。資格証明書を発行していないのであります。資格証明書では病気治療のときに一たん医療費全額を払わなければなりません。国保証がないのと同じであります。資格書では安心して医療を受けることができません。国も払えるのに払わないことが判明できない限り、資格書の発行は慎重にとの方針でありまして、実態把握を求めてきたところでございます。町のほうも家庭訪問をされて、短期証への切りかえもできたとの報告も受けてきておりますが、その後、どのように進んで

いるのか伺います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 資格証明書発行世帯についての実態把握につきましては、9月末で短期証の有効期限が切れ、再三の通知等を行っているにもかかわらず、応答のない世帯と、あわせまして再度訪問等を行うまで予定しております。なお、保険証、短期証でございますが、交付ができていない世帯は11月末時点で11世帯となっておりますが、訪問等を行う中で、未交付の解消に努めてまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 家庭訪問をしていただいて、11世帯までその保険証がないという世帯が減ってきているということであります。

短期証の受け取りも来られていない方がいるということではありますが、前回は15件あったのでありますが、今現在はどのようになっているのかお聞きをさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細ですので担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 短期証が現在まだお受け取りに来ていただけておりませんのは、11月末時点で11世帯でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 2割を超える方が保険税を払えない状況になっておりますが、この問題の根源というのは、やはり払いたくても払えないほど本町の保険税が高いというところに問題があると思っております。

昨年の12月議会では、国保税が一番高い京都市では29万2,640円、1世帯当たりでした。2番目が八幡市で3番目が和東町で28万340円でありました。本町はということでお聞きしましたところ、順位は言えないということでありましたけれども、27万2,700円ということで、3番目の和東町と8,000円くらいしか1世帯当たり変わらないということでありましたので、本町の保険税はほかの中でも高い保険税と言えるのではないのでしょうか。お聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いずれにしましても、その町、その町の状況でこの保険税を決定しておりますので、そのように御理解いただけたらうれしいです。

議員○議長（西山和樹君） 東君。

○ 8 番（東まさ子君） 21年度の決算では、本町の国保加入者の92%が200万円以下の所得であるということでありました。低所得者が圧倒的に多い本町の国保事業だと言えます。高い保険税を払わなくてはいけない、そういう低所得が多く加入している京丹波町の国保で、その保険税が高いというそういうことになりますと、負担がほんとに二重、三重にも大きくなってきているというふうに考えますけれども、町長はどのようにお考えになりますか。

また、保険税を高くしている理由というのはどのようにお考えになっているか、お聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

長引く景気の低迷などによりまして、本町に限らず、国保加入者につきましては、比較的低所得者の方が多いう状況でございますが、一定の所得以下の世帯につきましては、保険税の軽減措置を講じており、今年度におきましても加入世帯のうちほぼ5割の世帯に対しまして、軽減措置を適応している状況にまず、ございます。

また、本年度からは、リストラなどの非自発的失業者に該当する方の保険税の算定に当たっては、計算の基礎となる前年所得を3割とみなす軽減措置も行っており、軽減分については、国、府の負担金とあわせまして、一般会計でも負担して繰り入れをしております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○ 8 番（東まさ子君） 今、いろいろと法的な軽減をしているということでありました。

5割の加入世帯でそういう法定の減免がされているということで、いかに低所得の世帯が国保に入っているかということでもありますけれども、このそういう中で、保険税がその高いということになりますと、なかなかいろいろ国が調査している中身におきましても、何ぼ法定減免を受けていても、その低所得のところの保険税の滞納が一番多いというふうに、それは数字で示しているんですね。ですから、国保税が払える金額にならない限り、この滞納と国保税が上がると、滞納したら国保税がその分、収納できない分、ほかの加入者に負担がかかって、段々段々保険税が上がっていくということにつながっていきます。

そういうことを解消しようと思ったら、やはり、一般会計から繰り入れをしない限り、なかなか解決の方法はないというふうになってくるわけでありまして。

そういったところで、ずっといっているわけでありまして、乳幼児医療費などの助成に対して、国が補助金を減額しておりますけれども、この間いただきました資料によりまして、その補助金減額が3,626万円あるということでありましたし、収納率低下によりまして国

の減額が647万円ということで、これも資料にありました。また、最高限度額により超過しているそういう分が2,500万円、また、収納率未納分といいますか、本町でありましたら、収納率を総所得に掛けて、みんなのその加入世帯で割って、その保険税を出しておりますけれども、その収納率の見込みを低く、90%にしましたら、その10%分はそのほかの保険加入者にかかってくるということになります、それが2,488万円ということで、ほんとにたくさんの医療費以外のそういうものが保険税に上乘せとなっております。医療費の無料化に対する町の独自助成などにつきましては、厚生省のほうもこれは町が一般会計から繰り入れてもいいですよというふうなそういう方向も示しているわけでありますから、やはり、保険税の引き下げ、町長がきのうも言っておられましたけれども、みんなが安心して暮らせるための向上のために自分は頑張りたいんだというふうにおっしゃっておられましたけれども、そういう立場に立つならば、こういう国も認めているそういう一般会計からの繰り入れについては、決断をすべきではないかなというふうに思っておりますが、町長の見解をお聞きしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おっしゃってる意味もよく理解した上での答えでございます。

国保会計の事業運営は、原則国保支出金などと保険税で賄うこととされており、現段階ではルールに基づく繰入額以上の財政支援措置のない繰り入れは、本町の財政状況から見て、困難な状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 一つお聞きしておきたいわけでありますが、財政措置のない繰り入れはできないということでもあります。一方では今さっき言いましたように、医療費の独自助成には会計から繰り入れることもできますよというそういう国の考え方もある中でお聞きするわけでありますが、国保とか町長などが入っておられます共済組合あるいはまた、会社の健康保険など医療保険がそれぞれあるわけでありますが、この保険税というのはそれぞれのようになっているか、300万円、200万円の世帯でもよろしいですけれども、どのように違うか知っておられるというか、見解を持っておられるか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 民間事業者がやっている健康保険については承知してはるんですが、ちょっと正確に答弁したいと思っておりますので、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 現在、具体的な数字は持ち合わせておりませんが、掛金相当額に対しまして、事業主負担分があることですか、被扶養者にかかります分については、保険料が算定されていないというような制度上の違いはございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 数字は言っていただけませんでしたけれども、事業所負担でありますとか、扶養分がその国保みたいに一人当たりというふうについてこないということで、保険額はその国保が一番負担が重くなっているというふうに証明していただいたんではないかなというふうに思っております。町長言われましたが、財政も厳しいということはわかっております。ですけれども、町民も本当に所得も減って大変苦しいということでもありますので、もうこの負担というのは今が限界ということでもあります。国に対してしっかりと補助金の増額を言っていただきますと同時にですが、家計を苦しめるようなそういうような保険税にはしていくべきではない、家計をいじめてはいけないというふうに思っておりますので、来年度の保険税の編成につきましては、ぜひとも留意していただきますように言っておきます。

続きまして、国保の広域化について、お聞きをいたします。

今、市町村が運営している国保を都道府県単位の運営に変えていくのが広域化であります。2013年度に実施予定の高齢者医療の新制度は、国保を広域化するための第1段階とされております。75歳以上の高齢者の85%が都道府県単位の国保に入ることになっております。その後、第2段階として国保の全世帯を都道府県単位に移そうというのが、国の考えであります。

そうした中で、全国の6割を超す29の都道府県がこの広域化には反対と答えておりまして、賛成は京都府を含む4府県であります。これは毎日新聞のアンケート、11月18日付のものでありますけれども、7月に改正されました国保法は全年齢を対象にした国保の一元化を進めるために国民健康保険広域化支援方針を各都道府県に策定することを決めました。京都府でも安心医療制度研究会を立ち上げられて、市町村国保の広域化支援ワーキンググループを設置して、国保の広域化をめぐる問題について検討がされておりました、本町も提言をしていきたいというふうに答えておられます。

そこで、この協議の進捗状況でありますとか、スケジュールでありますとか、支援方針の内容はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府におきます京都府国民健康保険広域化等支援方針策定に向けた取り組み状況については、8月にワーキンググループである市町村連携会議がまず設置され、

検討が始まりました。各市町村へのアンケートやヒアリングが行われているところであります。京都府においては、国保の将来的な都道府県単位化を視野に入れながらも、当面は現行の制度のもとで事業運営の広域化あるいは財政運営の安定化、府内の標準設定など、平成24年度までに取り組むべきことが支援方針に盛り込まれることとなっております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） いろいろと検討されているということでありますけれども、広域化によります国保財政、あるいはまた、制度への影響について、具体的に何かありましたら教えていただきたいと思いますが。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 将来的な国保の広域化については、今の段階ではまだ決定されたものではありません。本町の国保財政への影響については、試算等ができる段階でもございません。当面、広域化等支援方針の策定により、保険財政共同安定化事業の拠出金算定方法の見直しがされれば、本町にとりましては、従前よりも拠出超過額の減少が見込まれるというようなことを考えております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） いろいろ重要なことが検討されていると思うんですが、議会にも何もそういう検討の材料も示していただいておりますし、影響の大きい中身が検討されていると思っておりますので、そういう資料も出していただいておりますので、議会のほうとしても検証をしていきたいと思っておりますので、その点についてはどうであるのか、また、広域化に対する町長の見解はどうであるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国保の広域化につきましては、全容が明らかになっている状況ではありません。少子高齢化、人口減少の状況にある市町村、とりわけ小さな市町村の国保運営は非常に厳しい状況でありますので、広域化を図ることにより、事業運営の効率化や国保財政の安定化が図られまして、住民の方にとっても安心して医療にかかれる体制が確保されることをまず、期待をしているということでございます。

しかしながら、広域化が住民サービスの低下を招かないように、具体的な事業運営等の課題に関しましては、十分な検討や制度の周知期間が必要であると認識いたしております。

また、市町村の負担増を招くことのないよう、かつ安定的、持続的な運営となるよう、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充強化を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 今、町長のほうから小さな自治体の国保は厳しいということでありました。

大きくなったら、そしたらそれでうまいこといくのかということになると思いますが、一番大きい京都市見たら、ほんとに保険税が一番高いですし、たくさんの赤字を持っておられて、繰上充用されて、その国保の運営をされているという状況であります。決してその大きくなったからといって、国保財政がよくなるというふうにはこれを見てみただけでもわかると思っております。

そうしたことで、京都市の赤字分など含めまして、府下全体では40億円というその赤字分があると言われておりますが、こうしたものがすべての自治体に押しつけられるということになれば、本当に大きな、返って大きな負担増にもなってきて、一層払えない人をつくっていくというふうになります。

また、国保の法律が都道府県とかそういうところに任されず、今までその小さな自治体が担ってきたというそういう意味がどこにあるのかというふうに考えてみただけでも、やはり一番身近な自治体こそがそこに暮らしている住民のことが一番よくわかり、生活実態もよくわかり、健康のこともよくわかるということで国保が責任を持って運営をしてきたというのがあります。それが、大きい都道府県のほうに行ってしまうということになりますと、今の後期高齢者医療制度みたいに、なかなかその生活実態に応じたこともできないし、これまで町が作り上げてきた健康保持のためのそういう取り組みでありますとかということも、なかなか反映されないということで、結果的には自治体はその住民の暮らしを何ていうか、捨ててしまうというか、責任を持たないというか、そういうことにつながるというふうにも考えられると思うんです。

拙速なそういう広域化については、慎重に考えていっていただきたい。私たちはもう反対でありますけれども、町長は責任ありますので、慎重に取り組んでいくべきではないかなというふうに言っておきます。

続きまして、一部負担金の減免について、お聞きをします。

国民健康保険には仕事の休廃止あるいはまた失業などの事情で一部負担金の支払いができない方に対しまして、これを減額・免除する制度が国保法第44条に定められております。

しかし、この減免制度もですが、なかなか活用されていないということで、国はこの間、モデル事業を実施してきて、その結果、9月に減免に関する新しい基準を示しまして、政府

通知を出しまして、減免額の2分の1を国が負担するとしております。

本町でのこの制度の扱い、実績はどうなっているのか、また、国が新しくそういう基準を設けましたので、周知徹底についてどのように考えておられるのか、お聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一部負担金の減免につきましては、京丹波町国民健康保険条例施行規則に規定しておりますが、現時点ではおっしゃるとおり減免の承認件数はございません。

9月の国の通知におきましては、入院に限って一定の所得要件の下での一部負担金の減免となっております。

京都府の国民健康保険広域化等支援方針の策定に向けた議論の中で、来年度以降において一部負担金の減免基準についても、京都府内の標準的な基準を設ける方向で検討がなされる予定でございます。標準的な基準が示されたのち、本町の減免基準の見直し等を検討してまいりたいと考えております。

さらに、一部負担金の減免等に係る財政支援の拡充につきましても、引き続き要望してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 国保の問題というのは、なかなか表面にあらわれてこないということがありまして、こうした医療につきましては、窓口での支払いがしんどいということも、なかなかわかりにくい問題があるんですが、実際にはそういう方があるということもお聞きもしておりますし、積極的に取り組んでいくように周知徹底も含めてやっていただきたいというふうに思います。

次に、新しい高齢者医療制度について、お聞きします。

後期高齢者医療制度は2013年度をもちまして廃止をされます。それにかわる新しい制度の最終まとめが12月8日にまとまったと新聞報道がされておりました。

新制度の内容は75歳以上でサラリーマンとして働いている高齢者あるいはサラリーマンの家族に扶養をされている高齢者は健保組合や協会けんぽに加入し、それ以外の1,200万人といわれる75歳以上の約8割の方は、市町村国保へ加入するということでもあります。そして、この国保は75歳で区切って、75歳以上は都道府県単位で運営をし、現役世代と別勘定にするということでもあります。また、現在、お医者さんにかかったときの患者負担は75歳以上は1割であります。70歳から74歳は2割と法律で定められておりますけれども、国の施策で1割に凍結されてきました。新制度は70歳から74歳のこの患者負担を1割から2割に引き上げるとしております。さらに、現在、現役世代から高齢者医療制度への

支援金が各医療保険の加入者数に応じて決められておりますけれども、新しい制度では、年収に応じて決める方式に変更がされるということで、これによって健保組合、あるいはまた共済組合の負担が増えるということでもあります。

70歳から74歳までの患者負担の1割凍結の、この国費をなくすることで、国の負担は減りますけれども、全世代で保険料が負担増になる内容となっております。

新制度に対する町長の所見を伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 後期高齢者医療制度の見直しにつきましては、現在、高齢者医療制度改革会議において、議論が進んでいると承知しております。運営主体の問題や財政負担の問題などが未だ明確になっておりませんが、いずれにいたしましても、進行する高齢社会と医療費の増大に対しましては、社会保障とその財源について、一体的に議論し安定的な制度運営の道筋が示されることによって、国民の理解が得られるものではないかと感じております。

住民の方に一番身近な実態としましては、被保険者をはじめ現場に混乱をもたらさないように、制度の周知やシステムの改修等に十分な時間が確保されるとともに、市町村の負担増を招かないよう要望してまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東 まさ子君） 町長の答弁をお聞きしたわけではありますが、この制度はこれまでの後期高齢者医療制度と同じように現役世代と別勘定にするということでは、何ら制度を廃止すると言っておりますけれども変わらないということでもあります。

年をいけばいろいろ病気がちになりますし、高齢化の進展によって増える医療費というのは、やはり国が責任を持って支えなければならないと思っております。

高齢者を別勘定にしないで、老人保健制度に戻すべきだということをおっしゃいます。

それから、続きまして公共料金について伺いをいたします。

下水道料金の改定であります。今回、下水道料金を改定する条例が提案されました。合併協議会と公共料金審議会の答申に基づいて行うというもので、料金の統一また定額制を従量制へと移行させるということをやりますし、料金で賄う範囲を維持管理費用とするということと盛り込んだ内容であります。3割から4割の世帯が引き下げ6割から7割が引き上げとなるということでもあります。

また、町は従来一般会計から繰り入れておりました4,200万円が減ることになりますけれども、その分が加入者の負担になって求められるということで、4,200万円の負担が増えることになって、平均で19.69%の引き上げとなります。毎日の生活に欠かすこ

とのできない下水道料金の値上げは、町民の生活に大きな影響を与えます。特に水を大量に使う家庭でありますとか、業種ではその負担が3倍、4倍にもなるということでもあります。余りにも大きい負担増となってきます。特に累進性によって使えば使うほど単価が高くなり、子育て世帯でありますとか、いろいろと水を使う業者などにとっては大変であります。町長と語るつどいの中でもいろいろと声が出されておりましたけれど、町長、つどいの中の事はお聞きなっただと思っておりますが、改定に当たりまして、つどい以外にもいろいろと生の声をお聞きされているか、その影響などについてお聞きされているか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 懇談会であります、町長と語るつどい以外にも御意見いろいろ拝聴しております。

改定の要旨といたしましては、受益と負担の公平を図ること、大きな柱として定額制から従量制へ料金体系改定することをまずお願いいたしております。

このことによりまして、使用実態に応じた改定になると考えておりますが、定額と比べますと水を多く確かに使用される御家庭で負担が増すことから、公共料金等審議会の答申よりも下水道料金で賄うべき範囲を狭めました。また、経過措置も3年間設けたところでございますので、御理解をいただきますようお願いしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東 まさ子君） いろいろとお聞きをいたしましたけれども、この料金改定によりまして、住民の暮らし、営業も含めてですけれども、しわ寄せがいつて商売もやっていけないというふうな、そういう状況になってはいけないと思っております。決定の仕組みといたしまして、住民のその意向がどんだけ反映されているか、そういうことが大事になってくると思っております。

また、生活や営業の実態もやっぱり町長としてしっかり把握しなければならないと思っております。今の状況でありましたら、もう資料も何も渡っておりませんし、岩田議員の質問にいろいろ広報もするし、資料も渡します。呼ばれれば説明もしますということでもありますけれども、決まってから何ほ説明もしてもらっても、なかなか住民の思いというのは反映されないということもありますので、やはり慎重にしていっていただくことが大切だと思っております。

それから、またこの下水道も上がるわけでもありますけれども、水道料金が本町は大変高いことになっております。京都府下でも上位から3番か4番か、そこら辺に水道料金が低いと

思っておるんですが、公共料金考える場合に、やはり下水だけではなくて、毎日の暮らしに大きな影響を与えるものでありますので、考えなくてはいけないと思っっているんですが、まちづくりの観点からも、やはり上下水合わせた水道、負担というような、公共料金としての考えをやっぱり示して、考えていただくということが大切だと思っっておるんですが、その点につきましては、どうでしょうか。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全くそのとおりだという認識でまずおります。

9月7日にお示ししましたとおり、累進性についても隣接します市町村よりは緩和したという認識でまずおるんですが、そういうことはさておき、一層理解を求めて私自身このことに努力をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただけたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東 まさ子君） それから、この下水道事業につきましては、私たちは事業が始まる時に100万円の負担金というのを払っているんです。本来ならばその使用料というのは、建設費用につきましては、使用料には組みこまないいうふうになっているのではないかなど思ったりするんですが、そういう大きな負担をしてきているということでもあります。これから維持管理費が今後どのように推移していくかということをお聞きするのと。

それから、減免制度をつくっているわけでありまして、一人暮らしの75歳以上の高齢者で住民税非課税ということになりますけれども、もっとこれを二人暮らしの世帯でありますとか、低所得の若い世帯でありますとか、営業されている皆さんのところの負担の問題でありますとか、もっときめ細かくしていくことでも大切なんではないかなというふうに思っっております。

以上についてお聞きします。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） きめ細かく説明したいと思っ過去2カ月にわたって、そのことだけではありませんが、私は懇談会、町長と語るつどいに出席をまずしてまいりました。

その後、経費については21年度を基軸として、できるだけ上がることをないように、できるだけいろいろ検討して、維持管理費を横ばいしないし引き下げるぐらいの思いで取り組んでいきたいというふうに水道課、水道係一丸になって議論しているところでございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東 まさ子君） 私たちは税金を払っしております。その税金によりまして、いろいろ

サービスを受けているわけでありますが、この下水道、水道におきましても下水道も合わせてですが、どれだけその何というか、負担をするかということは、やはり住民自身の考えもありますし、町は町でいろいろ財政の面とかいうこともありますけれども、本来のその公共料金のあり方としては、やはり暮らしに支障をきたさないという、そのところが大事だと思っております。そのことについて言っておきますのと。

やはり住民の理解がまだ徹底していないということでありまして、資料も渡っていないということでもありますので、やはり料金決定をするのは時期尚早と思っております。このことも申し上げておきます。

それから、公共料金のあり方については十分内部で検討していただきたいと。再度、検討していただきたいと思っております。そのことを答えていただきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もう一度お答えいたします。

管理費用節減に向けて最大限の努力を今以上にしていきたいとそのように考えております。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東 まさ子君） 答弁漏れで、維持管理費が今後どうなっていくかということをお聞きしたいのと。

それから、住民の暮らしというのは、やはり計算したみたいにはうまいことになっていきませんので、やはり生活実態をよく知っていただくということが大切だと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細、ちょっと担当課から答弁させます。

今、言っているとおおり、本当に暮らしに悪影響が最小限になるようにという考えで私もおりますので、御理解いただけたらうれしく思います。

残余は担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 維持管理費について、今後のことはどうやという御質問だったと思えます。

集合処理に関する施設は、一定の整備が終わりましたので、施設自体は増えることはございませんけれども、それで保守点検費用についても一定の推移と考えております。しかし、施設の老朽化がやはり日に日に進みます。修繕費等につきまして、今後ますます増加していく傾向にあると考えております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東 まさ子君） 来年度の予算にかかわりまして、就学援助制度の拡充について、これまでも適用基準など言っておりました。お答えいただきたいと思います。

また、小中学校の普通教室のエアコン設置ということで、ことしは本当に夏の異常気象で大変ございました。子供たちが快適な環境のもとで学習向上が図れるように、エアコン整備を計画的に進めるべきと考えますが、見解をお聞きします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 就学援助制度の所得基準の創設する考えはどうかという御質問でございます。

昨今の社会経済情勢により、経済的な教育環境は厳しさを増しているというふうに認識をしております。

本町では、これまで生活保護の所得基準額を用いた認定基準は設けておらなかったところでございますけれども、平成23年度より新たにこの認定基準を設けることとして準備を進めているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

それから、2点目の小中学校の普通教室でのクーラーの設置につきましての御質問でございますけれども、普通教室へのクーラーの設置につきましては、今後とも児童生徒の健康管理を徹底することや、また学校単位では自然環境を利用した暑さ対策をそれぞれに工夫を凝らして対応している状況でもございます。

従いまして、現時点ではクーラーの設置は考えておりません。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東 まさ子君） 就学援助費は、本町、京都府または全国と比べてその活用率が本当に低いということでありますので、検討していただくということでうれしく思っておりますが、その費用につきましても中身につきましても、今回、4月から拡充されたということでありますので、それについてはどうであるのかということをお聞きします。

また、エアコン設置につきましては、今回、国のまたきめ細かな交付金ということで、京丹波町に1億5,370万円も入ってくるということになっておりますけれども、こうした国の費用を活用いたしまして、やっぱり今できること、こういう財源があるときに、やっぱり積極的に子供たちのためにお金を使っていただくということも大切でありますので、町長の見解をお聞きしておきます。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） クーラー設置につきましては、2007年現在、全国の都道府県の公立小中学校の冷房装置の設置率は10.2%というふうに聞いております。非常に京丹波町、自然豊かで非常に緑豊かな地域でもございます。

例えば、ゴーヤを植えてグリーンカーテンをすとか、あるいは自然のこういったすばらしい自然を活用して涼しくなるような工夫もすとかいうようなことも、私は教育的には非常に大事な取り組みだろうというふうに思っております。

また、それぞれの学校には、扇風機も設置をさせていただいている状況でもございますので、また近隣市町村あるいはこういった京丹波町の非常に緑豊かなこういった自然豊かな地域、あるいは気象状況等の地域のものを参考にしながら、そういった状況を見ながらまた考えさせてもらいたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 援助費の中身の関係でございますが、この4月からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費というのは拡充されております。

現状としては、府内の市町村、現在ではその拡充分を対応しているかということ、どこともまだできていないというふうな情報でございます。

従いまして、そういった動向を見極めながら、来年度そういった部分を参入するかどうかは検討させていただきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） これをもって、東まさ子君の一般質問を終了いたします。

多少、時間の余裕がございますので、ただいまより暫時休憩をいたします。

開始時刻は2時5分といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時05分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山田均君の発言を許可いたします。

山田君。

○15番（山田 均君） 山田均でございます。

ただいまから、平成22年第4回京丹波町定例会における私の一般質問を行います。

今、急激な円高の進行が日本経済と国民生活に追い打ちをかけています。急激な円高は巨額の投機マネーが欧米から流出して、総体的に安定しているとされる円に流入して起こって

いるのです。

円の実力に比べて3割の割高になっていると言われます。中小企業、下請け企業の経営を圧迫し、深刻な影響を及ぼし始めています。これは経済全体に深刻な事態をつくっております。来年度予算編成で菅首相が支持しているのは、法人税減税を最優先し、大企業を応援すれば、経済はよくなり暮らしがよくなるという、これまでの自民党が進めてきた同じ道を進んでいます。

今、求められるのは暮らし最優先の経済政策への転換であります。

今、また町政に求められているのは、地方自治法で定める住民の福祉の増進を図ることを第一に、安心して毎日が暮らせるようにする、このことであります。こうした立場を町政運営の中心にすることが一番必要だと考えます。

こうした点から、次の4点について、町長に市政の方針について質問を行います。

第1点目は、TPP、「環太平洋戦略連携協定」についてであります。

12月1日に、全国町村長大会で、環太平洋連携協定参加反対の特別決議がされましたし、また12月2日には全国農業委員会、全国会長代表者集会で包括的経済連携等に関する要請決議が行われましたし、また、11月の29日には、京都府内すべての市町村の農業委員会会長が、環太平洋連携協定、TPPへの参加は断固反対、絶対に行わないことを政府に求める要請を行いました。今、北海道、福岡など、全国各地で断固反対の集会が広がって開かれています。

民主党の菅首相は、日本がまるで鎖国状態であるかのように、第3の開国などと言いますが、TPPに参加している国は4カ国で、交渉中は5カ国で、既に日本が協定を結んでいる国はそのうち5カ国あります。バスに乗り遅れるな、世界のすう勢と言われますがTPPに参加、交渉中の国は全部で9カ国であります。

結局は、アメリカとオーストラリアに農林水産物輸入に門戸を開くこと。それに自動車・電器など、一部の輸出大企業の利益のために進めようとしているのであります。

主要国の農産物の平均関税率は、インドが124.3%、韓国が62.2%、メキシコが42.9%、EUが19.5%、米国が5.5%、日本が11.7%となっており、日本はアメリカに継いで、世界で2番目に低い関税率になっているのです。

今、TPPに参加すれば、日本全体の農産物への影響を農水省が発表しています。農産物の生産額が4兆5,000億円程度減少する。食糧自給率は40%から13%に低下する。農業の多面的機能は3兆7,000億円程度喪失する。関連産業への影響は8兆4,000億円程度減少する。350万人程度の就業機会の減少などの試算を出しています。自給率が

13%となれば、国民の胃袋のほとんどが外国に委ねられ、関連産業も廃業に追い込まれるし、地方の雇用も失われる。里山荒廃どころか、日本の農山村地帯は見る影もなく、そういう時代になります。

政府が行った特別世論調査では、食糧自給率を高めるべきと答えた人の割合は90.7%、また安い食糧を輸入するほうがよいと答えた国民の割合は5.4%というこういう数字です。国民が望んでいるのはこれ以上、輸入に頼るのではなく、安全で安心な食糧は日本の大地からということでもあります。

日本学術会議が農水省の諮問に答えて明らかにした農業・林業・漁業これらの多面的機能の貨幣評価は、洪水防止機能、土砂崩壊防止機能で年間8兆円。森林では表面浸食防止機能、水質浄化機能などで、年間約70兆円、水産漁村では物質環境の補完機能、生態系保全機能などで年間11兆円の試算が出されています。合わせると89兆円となります。このように、農林水産業というのは、単なる数字だけでは量れない、多面的機能を持っているのであります。

今、世界では食糧を市場任せにすることの概略が明らかになり、各国の食糧主権、自国の食糧は自国で賄うことを補償するルールの確立が大きな流れになって広がっています。この食糧主権の考え方に反対しているのはアメリカとオーストラリアだけであります。

地球的規模での食糧不足が大問題になっているときに、輸入依存をさらに強め、日本農業を無理やりつぶすことを進めるTPPについて、町長の見解を伺っておきます。

また、もう1点は、農業が主要産業である本町への影響は非常に大きいと考えますが、どのような影響を受けると考えておられるのか、合わせてお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 山田議員にお答えしていきます。

「環太平洋戦略的経済連携」いわゆるTPPは、我が国及び本町の農林水産業に大きな打撃を与えるとともに、国土の保全や環境の保全、水源の涵養など農山村が果たしている多面的機能への影響も心配されております。

ことしの3月に閣議決定された、新たな食料、農業、農村基本計画では、10年後の平成32年までに食料自給率50%達成を目標に掲げていますが、TPPの締結により、食料自給率は14%まで低下すると予想されております。食料自給率の向上など、農業、農村の振興とTPPとの両立ができるのかという思いがあります。

12月1日、御承知のとおり東京で開かれました全国町村長大会におきまして、政府に対しTPPへの参加、反対を明確に表明する特別決議がなされたところでございます。

私もこの決議を尊重してまいりたいと考えております。

また、本町におきます、このことの影響ですが、数字で上げることは、今、困難でございますが、農業経営への影響はもちろん、農地の保全などの農村環境、さらには住民の健康で豊かな生活に影響を与えるというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） ぜひ、そうした立場を今後とも取ると同時に、近隣町や府下でも勉強して、やっぱりいろんな取り組みを強めていくということが非常に大事かと思っておりますので、ぜひそういう取り組みも積極的に取り組んでいただきたい。そういうことも特に求めておきたいと思っております。

第2点目は、農業振興対策と有害鳥獣対策についてお尋ねをいたします。

初めに、農業振興対策であります。国の施策に大きな影響される農業振興は、町独自性を出すことが本当に必要だということを感じます。

農産物は、その土地の風土、気候、土質に、またつくり方にも大きく影響します。農協が合併しまして、農産物を効率よく1カ所に集めて出荷することで、味が変わったとか、品質にばらつきがある、こういうことも実際の消費者から声が出ております。

今、地球温暖化や食糧不足が懸念されるも、中山間地が見直されようとしております。また、徳島県上勝町のように、山間地を不利と考えず、町にあるすべてを生かす取り組みで視察が相次いでおります。

京丹波町も丹波というこの名前をブランドとして大いに生かした取り組みが求められていると思っております。安心・安全な農産物として、堆肥を活用した有機栽培を中心とする認証制度を取り入れた「有機の町・京丹波」として、農産物に付加価値をつけて販売する。この取り組みが本当に大事だと考えておりますが、町長の見解、まず伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 最近、健康志向やあるいは田舎暮らし志向などによりまして、農村への関心度が増している事実がまずございます。

京の丹波という名称に非常に関心が持たれまして、「田舎暮らしがしたい」とか「京丹波の農産物が欲しい」などの問い合わせも増えてきております。

こうした中で、京丹波町では、「丹波ブランド」を前面に出しまして、全国に発信していくことが重要であるとも考えております。

現在、進めております畜産堆肥利用によりまして、有機栽培のほか、「食」を柱とした取り組みを推進し、京丹波の食を売り出していきたいと基本的に考えております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） あわせてお尋ねしておきたいと思うんですけども、京丹波は京都府下でも非常に有数の酪農地帯と申しますか、乳牛を含め非常に多くの頭数おります。

せっかく、そういう地理的条件、生かすということも非常に大事だなと、堆肥というのを本当に悪者扱いせず生かしていくと、そこに先進的な全国の例を見ますと、いろんなものを入れて、生ごみでも入れて堆肥化したり、山にあります落ち葉を入れるとか、そういうふうな広く活用した堆肥を使って、やっておられるという地域もあるわけですが、京丹波としても、安心・安全、やっぱり有機のそういう栽培というのをこの農業振興のやっぱり中心にして進めていくべきではないかと。特に町長も言われておりますように、道の駅なんかの販売も非常に今増えておるわけですので、そこで売るものは本当にそういった、どの農産物も安心・安全、有機のそういうものなんだということをするれば、京丹波のそういうイメージ、町としてそういうものをしっかり中心にすえて、掲げていくということが、本当に消費者からとっても、京丹波で農産物を買えば安心なんだと、そういうイメージが非常に大事だなというふうに思うんですが、そういうような考え方を、やはりもっと全面に出して取り組んでいくということが今必要ではないかと思うんですが、ぜひ町長の見解をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町として、あるいは丹波として、いろんなブランドを売り出すと同時に、今おっしゃったように、堆肥なら堆肥でも町は全体としての堆肥化に助成しておりますが、今、言わはった落ち葉をさらに加えるとかいうふうなことで自分とこ独自の堆肥を利用されて、そして作物を生産されるということは、非常に結構なことだと考えております。

私が知ってる中では、和歌山のミカンで新堂ミカンというのが非常に有名です。新堂といいましても、その個別ブランドがありまして、新堂の中のどこどこと、あるいは田村ミカンのどこどこという個人名が必ず印刷されております。百貨店で売られているようなのは、非常に有名なことなのか、ぜひ京丹波町のブランドの中での山田ブランドなら山田ブランドをぜひ確立してもらいたいと、そんな思いであります。

行政としては、直接運営は考えておりませんが、それ相応の現金化できる、いわゆる販売できる施設について応援していきたいというのが私の立場でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 行政として、やはり求められるのは、やっぱり旗振り役やと思うん

ですね。やっぱりそういう方向を示して、そしてそういう人たちを応援するという、そういう行政としての指導的役割を果たすということが必要だというふうに思いますので、特にその点、申し上げておきたいと思います。

もう1点は、特にそういうものをつくるということと同時に、やはりそれを付加価値をつける。農産物を加工してそしてそれを販売するということが、これから京丹波にとっても大きな課題だと思います。

実際、いろいろ聞いておきますと、加工グループというのは京丹波で少ないというように聞くわけでございますし、やはりそういうところへの育成をしっかりと支援をしていくことが大事だと、そして、いろんな場所で販売をしていくということが本当に必要やと思いますので、あわせて、そういう加工場の設置やとか、また保健所の許可が要るわけでございますので、そういうための改善のためのそういう支援をしていく、そういうようなことは、ぜひ京丹波としても取り組んで支援をして、加工を増やしていくと、そういう取り組みが今は大事だというふうに思うんですけども、その点についてのお考えをお尋ねしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 農林産物加工への支援につきましては、施設改良のみの支援ではなく、新しい加工品の開発時から全体的な取り組みへの支援のあり方を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 旧の瑞穂のときには若干、いわゆる家の納屋を改修して、その保健所の許可を取るために、そのような改修の支援をするというようなこともされまして、今、何軒かの人たちがそれで漬物をつくって、そして道の駅で販売するということもされております。

細かなことですが、そういう支援をしていく。またグループをつくって加工場をつくっていただくと、そういうふうなことも視野に入れた、やはり町としての支援を、取り組みを強めていくということが私は必要やと思いますので、改めてもう一度、その幅を持った取り組みが大事だという点、町長のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的な話をいただいておりますので、私はそういうことは結構なことだと思っております。全面的に助成制度をつくって支援していきたいというふうに考えます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） それでは、次に有害鳥獣問題についてお尋ねしておきたいと思いません。

昨日もありましたし、この間、この問題は議会でたびたび取り上げられておるわけですが、最近のこの獣害の被害というのは以前と比べものにならない状況でありまして、先日も、私のところへちょっと来てということで、家のところに行きますと、本当に庭と言いますか、裏側、もう本当に溝ができるぐらい穴が掘れて、本当に庭先までイノシシが土を掘り起こすという、これまで考えられないようなそういうことが起こってきているのがことしの特に状況だと思うんです。

こうした被害の実態からも、この獣害対策というのは、本当に抜本的に考え直す必要があるんじゃないかというように思うんです。

その一つとして、これまで有害駆除の対策としては、猟友会を中心にやっておったわけですが、猟友会とは別に、駆除を専門に行う駆除班をつくって、そして駆除員として登録をしていただいたその人を長の支持のもとに駆除を行うとこういう方法に私は考えを変えるべきだというふうに思うんですけれども、その点について伺っておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 御説、何度も聞かせてもらっているんですが、有害鳥獣捕獲員は、狩猟免許を取得登録し、さらに鳥獣の習性、本能に則した捕獲の知識と経験が必要になることから、京丹波町猟友会に委託しております。

猟友会とは別の組織をつくって駆除を行ってはどうかという御質問でございますが、有害鳥獣被害の拡大のほか、全国的に免許所持者の高齢化などによる人材の確保が、まず大きな課題となっている中で、さらなる捕獲体制の充実が課題であると認識する中で、現時点では現行の体制のもとで捕獲事業を実施していきたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） もともと、この猟友会というのは、狩猟を趣味とする方々が集まってできた組織というのがこれ猟友会なんですね。

たまたま、そこへ町が委嘱したり依頼をして、駆除をお願いしておるということなんですけれども、最近、わなとか猟銃の免許を取られる方は、主に狩猟としてやるというよりも駆除をやりたいという方がほとんどですね。その方がわざわざ猟友会に入って、今ありましたように、3年間の経験が必要やということと。

それから、猟友会に入りますと、わなの免許ですね。2万数千円これいるわけです。3年間、いわゆる猟には捕れますけれども、駆除として捕れなければ、2万数千円を3年間払わな

ければ駆除員になれへんというのが今の実態なんですね。

駆除をしたいと言って免許を取っても、3年間は会費だけ払うと何人の方がそういうことで免許を更新をされなかったという方も私の周りにもたくさんおられます。せっかく駆除をしたいということで農家組合の推選を受けてわなの免許を取ったけども、それならやめるという方もたくさんおったわけでございます。これでは何のためにその免許を取ったということが実際の問題として起こっておるわけですね。

ですから、やっぱりそれは猟友会の会員さんも含めて、私は駆除をやろうという方は登録していただくということで、趣味である方は猟友会の会員になっていただき、猟友会の会員の方で、私は駆除もやりたいという方は、駆除員として登録していただくという、そういうような、私は縦分けをせんとだめではないかと。実際、これまでいろんな問題も表に出ておりませんが、猟友会にすべていろんな過去にも含めて任せてきたということから、実際にやっぱりいろんなトラブル起こっているわけですね。そういうことは、やっぱり公金をそこに投入しておるわけですから、あってはならんことも起きておるということもあるわけですから、やはり本来の猟友会は猟友会として狩猟を趣味にされる方を中心にやっていただくと、駆除は駆除を中心に猟友会の方、これは当然、免許を持っていなければ登録はできないわけでございますので、そういう形で、町がしっかり責任を持って取り組んでいくということをやったりしなければ、いろんな問題を引きずってきておることもあるわけでございますけど、そういう形は私はこの際、考えるべきだというように思うわけでございますが、改めてもう一度伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 答弁もしたいんですが、ちょっと微妙ですので、担当課から一回答弁させますのでお願いします。

○議長（西山和樹君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） この有害鳥獣対策駆除の活動を行っていただく上におきまして、やはりその人と人との連携、いわゆる駆除グループとの連携とか、そういう中での技術というのが必要になってくると思います。現状では猟友会の皆さん、そういった技術、知識も含めてですけども、お持ちでございますので、現状の中でお世話になりたいというふうに思います。

その中で、駆除員さん、猟友会会員さん以外の駆除員さんも含めての新たな組織となりますと、かなりの組織としての調整といいますか、取りまとめが必要になってきますので、その辺も含めて今後の検討課題であろうかと思っておりますけども、現状、その目前にあります有害

対策としての駆除につきましては、猟友会委託で現状は行っていくということで、町長が答弁申し上げたとおりだというふうに考えております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 昨日も提案がありましたけども、いわゆる研修会などについても、駆除員という形でしっかり対象をしぼってやれば、そういう捕獲の方法とか、いろんな経験をできるわけですから、やはりそういうように私は明確に分けてやるべきだという点を特に申し上げておきたいと思うんですね。

狩猟の趣味でやられる方は、それは趣味で猟友会でやっていただいたらええと、これは京都府の猟友会の会長さんも、猟友会というのは趣味でやる狩猟免許を持った者が集まった組織なんだということを明確に言われておるわけですね。やっぱり駆除は駆除という形で、私はしっかり分けるべきだという点も改めて申し上げておきたいと思えますし、研究ということでございましたので、全国的にも少ないわけでございますけども、そういう駆除班をつくってやっておるところもあるわけでございますので、やはりそういうことを、しっかり一番、京丹波で、そして駆除が有効にできるという方法はどうあるべきかという点を、そういう立場で研究をして、そういう方向、私は見出すべきだという点を改めて申し上げておきたいというように思います。

もう一つは、猟期が11月15日から入りまして、今年は昨年比べて1カ月、いわゆる延びたということを言われるんですが、ことしは昨年に比べて猟期に入ってからよく捕れるということも聞きます。

しかし、その反面、イノシシはもう全く脂が乗っていないと、犬のエサにしかならないということも実際に言っておられるわけですが、駆除を中心にされておる猟師さん、1カ月伸びるということで、結局、シカを捕る頭数が減ると。春、結局、多くの子供が産まれるということ、逆効果やでということを私は聞いたわけでございますけども、結局、猟期で今も言いましたように、ことしは特にイノシシなんかは脂が乗ってないということで売れないと。実際、脂が乗ってなくても篠山なんかへ持って行っても、以前なら30万円、40万円したけども、今もうほんまに数万円でということで、非常に以前はいろんな進物に使うとか、需要もあったけども、非常に少なくなってるという実態。

そして、シカなんかは、猟期で捕ってもわなで捕ればわな代、最低5,000円要るわけですし、1回使えば新たな物を購入せんなんということですし、おりに入っても処分せんなん、それならまた開けて逃がそうかということを実際に言われる方もあるわけですね。実際にやっぱりそういうことを考えたら、シカを捕っても、言うたら肉も売れへんということ

からそういうことが起こってるわけですし、駆除を目的にやった方が多いわけですから、そういうことになっておると。だからこれまでから申し上げておりますように、猟期であっても、シカについては駆除の助成を出して、やっぱり頭数を減らすという取り組み、私は大事だということをこれまで申し上げてきたんですけども、ぜひこの際、猟期であっても駆除費を助成して捕獲をすると、そして生息を減らしていくと。春には子供産む、頭数の数を減らすという、そういう取り組みは私は大事だというふうに思うんですけども、改めてその点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、今回からニホンジカの狩猟期間のみ、1カ月延長されまして3月15日までとなりました。狩猟者登録すれば狩猟期間中は京丹波町以外の地域においても狩猟によるシカの捕獲が行われることから、町内で捕獲したという確証が得られないため、狩猟期間中におけるシカ捕獲に対しての報償金の支給は現時点では実施困難でまずあると考えております。

なお、本町においては、丹波地区と瑞穂地区の広範囲な区域が鳥獣保護区に指定され、禁猟区となっていますが、田や畑、山際ネットにシカが引っ掛かっているときは、報償金の対象となる突発対応として許可し、捕獲しているところでございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 猟期ということで、広範囲に広がるということもありますけども、駆除員として認定をしておけば、そしてまた、今は写真とか現場のものもしっかり撮れるわけでございますので、職員が確認することも含めてそういうことをすれば、私は十分できるんだというふうに思うんですね。そうしなければ、これ本当に猟期が1カ月延びて逆効果になると、そしてシカをなかなか捕らないと猟期に、いうことになる結局、今も申し上げましたように、春先にまた子供を産むと、最近では1頭ではなしに2頭も産むという話もあるわけでございますので、やはり本当に頭数を減らす。捕獲をやっぱりもっと強めていくためには、そういうことをもっと研究すべきだし、そういう方向で私は取り組むべきだと、京都府下でも実際に、そういう料金を出しておるところもあるわけでございますから、やっぱりもっと研究をしたり調査をして、本当にどういう方法があるのかということ、私はもっと研究すべきだと、昨日もいろいろそういう指摘もありましたけども、本当にこれが必要やということであれば、私はもっともっと知恵を出して研究すべきだと思うんですね。やっぱり本当にそういうことで自分のことのように、やっぱりやってもらわなければ、本当にこの被害に遭えば、ありましたように本当に生産意欲を失うということは明らかなんです。だから、

そういう面では本当にそういうところにも職員が頑張ってもらっているということも、やっぱり激励にもなるわけですから、もっとそういう立場で、私は取り組んでいただきたいし、全国的にもいろんな事例があるし、先進例もあるわけですから、今こそそういうインターネットもあるわけでございますし、詳しくは行政機関を通じて調査をすればわかるわけですので、私はそういう姿勢はもっともっとはっきり出して取り組むべきだという点を思うわけでございますので、改めてその点について、町長の見解を伺っておきたいと思います。

○町長（寺尾豊爾君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） どうしても、今いろいろ御質問いただいておりますが、京都府と連携して、いろんな補助金を使つての町の対策になっておりますので、まだ一步踏み込めてないなという認識はまず新たにしております。

一層、研究しまして町独自でも対策が立てられるように頑張りたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） もう1点、防除対策として、電気柵やとか金網フェンスなど、農家組合中心に取り組まれておるわけですが、試行錯誤のところもありまして、町として先進地などの情報を知らせるとか、またモデルをつくって、全町を計画的にやっぱり進めていくと全町的に。そういうことが必要だというふうに思うのですが、その点、どういふお考えなのか伺っておきたいということと。

負担軽減の方法やとか、補助率のアップなどもこれも検討して、本当に強化をすべきだというふうに思いますので、改めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 有害鳥獣防除のモデル的な取り組みにつきましては、京都府とも連携を取りながら、効率的、効果的に防除が行えるよう対策を研究してまいります。

また、受益者負担につきましては、できるだけ軽減することを心掛けてまして、財政状況が非常に厳しい中ではございますが、国や府の補助金を活用しながら、現行の補助率60%の維持に努めておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 非常に、この広範な面積をやろうとすれば非常に大きな地元負担もついて回るわけでございますので、やはりそういう面ではいろんな国の制度も活用しながら、効率的な補助のものもやっぱり導入していくという点が大事だというふうに思いますので、ぜひそういう研究もそういう方法も研究すべきだという点も、もう一度申し上げておきたいというふうに思います。

それから、きょうも質問もありましたけども、こういった有害鳥獣が増える原因といわれる山の整備をもっと進めていくということも非常に大事だというのは、それぞれの議員が質問もしておったわけでございますけれども、本当に山へ入りますと、もう歩けないというそういう状況になっておるわけでございますので、それぐらい山の中が荒れておるということだと思います。

一つの方法として、森林組合なんかもやっておりますけれども、間伐材の搬出、それに助成などを行って、山の整備を取り組めるようにするというのもこれ一つの方法かと思うんですけども、こういった取り組みをこの京都府下の市町村でもやっております。ぜひこういうようなものも取り入れながら、山の整備もあわせて進めていくということが大事だと思いますので、その点についての見解を伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず山が適正に手入れされることが大事だと思ってます。山が適正に手入れされて、野生鳥獣にとってエサが十分で山で暮らしていけるようになるとよいなとまず思います。

町では、間伐材排出助成制度を設けておりますが、搬出間伐を促す国の施策では、搬出間伐を伴う施業に対する交付金事業が、平成23年度からまず始まります。有害鳥獣対策にしても、これらを活用しまして良好な森林関係をつくられることを期待しているところでございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 今、森林組合の搬出間伐の説明がありましたけど、これは一定、そういう森林組合との関係で登録をしたり申請をしたとこでないと対象にならないわけございまして、全町的に見れば、そういった取り組みをしない地域や集落もあるわけございまして、町としてはやっぱり京丹波全体を見て、やっぱり取り組むべきだというふうに思いますので、もちろんそういった搬出間伐に参加というのを促すというのも一つの方法ですけども、やはり全町的に見た場合に、本当に間伐の搬出への助成なども行う、そういう形で山の整備をしていくということにつながれば、非常に前向きな取り組みになりますので、やはりまたそういう研究も私はすべきだという点も、もう一度申し上げておきたいというふうに思います。

次に、地域経済と活性化対策についてお尋ねしておきたいと思います。

町長は、9月議会で来年度から住宅改修助成制度を今年度中に要綱を制定して、来年度から実施したいというように表明されました。

きのう、きょうの質問の中でも来年の予算編成の方針の中でそういう方向も示されたわけ
でございますけども、全国の自治体でもこの取り組みが広がっておりまして、都道府県でも
秋田県に続いて、山形県も実施をするということを表明しております。全国でも非常に20
0に近い自治体が検討やとか実施をしておるわけでございますけど、京丹波町でも本当に待っ
たなしの状態やというふうに思うんです。

4月から町長は実施をするということを表明されておるわけでございますから、それまで
に要綱、そういう策定などをしっかりして、そして4月からもう受付開始ができるという、
そういう取り組みを私はすべきだと思うんですけども、その点についての取り組みの状況や
考え方向っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細はまた担当課から答弁させますが、住宅改修補助金制度についま
しては、12月下旬に京丹波町住宅改修補助金交付金要綱として制定しました。次年度の予
算要望と並行して広報を行っていきたいと考えております。

残余は担当課が答弁いたします。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） ただいまの取り組み状況につきましては、今、町長が述べら
れたとおりでございます。要綱を制定しまして告示をした後、来年、今議員がおっしゃら
れましたように、4月から受け付けが開始できるようにホームページなりお知らせ版等で広
く町民の方にお知らせしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 要綱の告示といたしますか、公示というのはいつごろになるのか、お
尋ねしときたいと思います。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 11月の例規審査会で、例規のほうの審査をいただきました
ので、今月の末には告示ができるものと考えております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） もう1点、プレミアム商品券の活性化について伺っていきたくと思
います。

本年度、実施をされまして、地域経済の活性化を図ることを目標に実施をされました。そ

の結果はどうであったのかということの一つ伺っておきたいということと。

工事用の資材の物品とか、庁舎内で使用する物品、町内業者を最優先で利用するという、そういう規定を考えると、また入札条件として、町内業者や町内の品物を利用すると、何割以上を使えとか、そういう入札条件に加えるなど、こういう対策も考えるべきではないかと思いますが、見解をお尋ねしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町商工会が本年度初めて取り組まれましたプレミアム商品券については、発行総額550万円分が7月1日発売から4日目で完売するという結果で、極めて好評であったと思っております。

11月末現在の換金実績でございますが、492万2,000円で、回収率は89.49%、業種別では食料品小売業での利用が多かったところでございますが、特に今年については、ケーブルテレビの宅内工事や、地上放送のデジタル化の影響もあり、家電小売業や電気工事業でも利用いただくことができました。京丹波町内限定の取り組みですので、各取扱店に対しましても、一定の集客、消費による効果が上がったものと思っております。

次に、庁用物品の購入や簡易な原材料費など、特殊なものを除き、町内業者の利用を積極的に行うこととして、予算編成方針でも定めているところであり、あらゆる機会をとらまえて、周知徹底を図っているところでございます。

また、町内業者利用とは、町内業者の下請けのことであるとも思いますが、京都府では総合評価競争入札の地域活性化型の加点項目として、府内下請け、あるいは府内資材調達を設定している案件もあり、これらを参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

しかし、通常の価格競争においては、下請け要請はできても強制はできず、また入札要件とすることも困難であると思っております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） プレミアム商品券、次年度もという町長の表明もあるんですが、新たに取り組む場合に何が必要と考えておられるのかということと。

もう一つは参加、やっぱり広く商工会以外にも町内の業者であれば、希望者を募って、そういう業者も広くやるというのも一つの町の活性化の考え方だというふうに思うんですけど、全国的にはそういう取り組みをされているところもありますし、最終分析をされてやはり活性化につながるような1カ所が一人勝ちにならないような、そういう扱いになるような考え方が大事かというふうに思うんですが、その点について伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 商工会が企画されて、今回はされたことなんで、そのことを助成したということでもあります。ほかの方もやろうかとか、あるいはこの際、商工会と一緒にやろうかということを行政として阻むものではありません。そのように理解していただいたらうれしく思います。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 町長は、次年度もやるという表明されましたので、それが商工会から要望が上がっておるのか、町としてやるのかということもありますけども、やはり商工会が窓口になって、やっぱり町として指導して、町内のいろんな業種の方も参加ができるような、やっぱりそういう考え方で私は取り組むべきだというふうに思いますので、改めてその点についての見解を伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

指導というほどのことなしに、いろいろ相談があります。その際は真摯に話を聞かせてもらって、今言うてもらった言葉でいうなら一緒にやるということだと理解しております。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 来年度の予算編成について、1点伺っておきたいと思うんですけども。

地方自治法で定める住民の福祉の増進を図ると、これを基本にして暮らし応援、零細業者の営業や雇用を支援する施策を強化すべきだというように思います。また、国の補正予算に伴いますいろんな交付金も、京丹波についても1億2,000万円なり、二千四、五百万円のこういう決定もあるようでございますので、そういうのも生かしながら、本当にそういう取り組みかが大事だというふうに思いますので、今の経済の状況にあわせた支援を含めた取り組みも求められるというふうに思いますので、その点も含めて町長の見解、伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成23年度予算編成の基本方針でございますが、基礎自治体の使命であります、住民福祉の向上を図るため、安心、活力、愛のあるまちづくりに向けた諸施策をさらに推進し、住民満足度の向上を図ることといたしております。

また、一方、将来を見据えた長期的視野のもとに、安心かつ安定したまちづくりに積極的に取り組むために、財政健全化のさらなる推進と常に町民目線に立ったやさしさとぬくもり

のあるまちづくりを柱とした行財政運営に取り組むことといたしております。

小規模事業者に対しましては、平成23年度も引き続き京都府と町が補助しております、商工会小規模事業経営支援事業を初め、融資利子補給事業や、融資保証料助成など町商工会と連携または分割、分担する中で、経営支援対策を進めてまいります。

さらに御指摘がありました、プレミアム商品券発行事業に対しましても、地元商店の売り上げ向上のために、引き続き支援してまいりたいと考えております。

また、京都ジョブパークを初め、ハローワークと連携し、雇用や就業また生活相談の機会を設けております。今後も定期的に専門員による相談会を実施し、雇用促進を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、平成23年度の町の事業としても、国の緊急雇用対策事業補助金を活用しまして、雇用促進を図る考えでおります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） そういった取り組みとあわせて、やっぱり公共料金というのは非常に大きな負担になっておるわけでございますし、未収金の問題も出されておりましたけども、やはり総合的にやっぱり考えて、国保の問題も含めてでございますけども、国保何かでしたら、200万円以下の所得の方は、割合として9割を占めるということも報告されておるわけですから、やはりそういう安心して暮らせるそういうまちづくり、そういう点では本当にもちろんそういった対策と同時に料金の引き上げをしない、本当に引き下げをしていく、そういうところに向けてお金を使うということも本当にこれから求められているというふうに思いますので、総合的にはやっぱりそういう状況を見て、一番弱いところにお金をつぎ込むと援助するところという立場を、私はすべきだという点を申し上げて、町長の見解も改めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全く同感でして、総合的にとにかく勘案して、すべてのことを御提案申し上げてやるということ御理解いただけたらうれしく思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 質問終わります。

○議長（西山和樹君） これで、山田均君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は、20日に再開いたしますので、定刻までに御参集ください。

来週からは、各常任委員会、特別委員会等が開催されますので、御苦労さまですが、それぞれの方、よろしく願いをいたします。

なお、今般の一般質問に関しまして、弊職の失言が多々ありましたこと深くおわび申し上げます、これをもって終わりたいと思います。

本日は苦勞でした。

散会 午後 2時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山和樹

〃 署名議員 村山良夫

〃 署名議員 山内武夫